

## 平成18年第3回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成18年9月7日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 4 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 議案第74号 川根本町地域振興基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第75号 川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第76号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第77号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 9 議案第78号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第79号 駿遠学園管理組合の規約変更について
- 日程第11 議案第80号 工事請負契約の締結について  
(平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業地域資源活用総合交流促進施設建築工事)
- 日程第12 議案第81号 平成18年度川根本町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第82号 平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第83号 平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第84号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 認定第12号 平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 2 2 発議第 2 号 乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出について

日程第 2 3 発議第 3 号 出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業法の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

日程第 2 4 川根本町議会議員派遣の件

追加日程第 1 議案第 7 4 号 川根本町地域振興基金条例の制定について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	助役	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	山本眞一君
総合支所長	森紀代志君	管理課長	藤田至君
企画環境課長	森下睦夫君	企画観光課長	羽根田泰一君
税務課長	羽倉範行君	健康増進課長	小坂泰夫君
保健福祉課長	鈴木一男君	町民課長	西村太一君
住民課長	的場徹君	産業課長	岩田利文君
建設課長	山田俊男君	事業課長	中村裕君
収入役 職務代理者・ 出納室長	小坂進君	教育総務課長	筑地秀昭君
生涯学習課長	柴田光章君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小澤明弘

開会 午前 9時00分

## 開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成18年第3回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

## 開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、助役、教育長及び各課長、総合支所長、出納室長が出席いたしておりますので、御了承ください。

本日出席を予定されておりました代表監査委員の風間隆さんは所用により本日は欠席いたしますので御了承ください。

### 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） なお、日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月31日、町長から第3回定例会を招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり同意2件、議案11件、認定6件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり平成18年度6、7月分の例月出納検査報告書が議会に報告されましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

### 行政報告

議長（佐藤公敏君） 行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 皆様、改めましておはようございます。

本日は、平成18年第3回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

まず、7月に公表されました基本方針2006の中で、地方財政について以下の取り組みを行うとされております。

地方公務員人件費については、さらなる削減努力を行い、5年間で行政機関の国家公務員の定員純減マイナス5.7%と同程度の定員純減を行うことを含め、大幅な人件費の削減を実現する。

地方単独事業については、選択と集中の視点に立って、過去5年間の改革努力、おおむね5年間で5兆円超を基本的に継続するが、地域の実情に配慮し、今後5年間については、地方単独事業全体として現在の水準以下に抑制することとし、投資的経費は国の公共事業と同じ改革努力を行い、一般行政経費については2006年度と同程度の水準とする。なお、地域の経済動向等を十分に注視しながら、柔軟かつ機動的な対応に心がけることとされております。

また、地方交付税については、現行の法定率は堅持する。

過去3年間、毎年1兆円近く削減してきた地方交付税等について、地方に安心感を持って中期的に予見可能性のある財政運営を行ってもらえるよう、地方交付税の現行水準等を踏まえ、適切に対処するとされております。

歳出削減努力等とあわせて、安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額は確保する。

また、各地方公共団体に対する地方交付税の配分に当たっては、行政改革に積極的に努力している団体や地方税収の伸びが余り期待できない団体に特段の配慮を行うとされております。

また、算定に当たっては、地方団体の財政運営に支障が生じないように必要な措置を講じつつ、算定の簡素化を図るとされております。

当町においても、こうした情勢を注視し、行財政改革など自発的な取り組みをさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、町政懇談会につきましては、議員の皆様にも御参加、御協力をいただきまして誠にありがとうございました。9月5日の田代集会所をもちまして、予定していました町内10カ所の町政懇談会を終了いたしました。参加者総数は421人、住民の5%、基本台帳人口の約5%と推測されます。また、地区別参加人員は、最高が14%、最低が2%であります。もちろん地区の規模にも影響いたしますけれども、こうした状況であります。総じて、女性の方

の参加率が低くなっているのが特徴であります。また後ほどデータはお渡ししたいと思っております。

合併後約1年がたち、さらに情報の公開・共有を進め、住民と行政が一体となったまちづくりを進められるよう開催したものです。各区及び住民の皆様から出されました提言・要望等は取りまとめて、今後の行政推進、19年度予算編成、現在検討作成中の川根本町総合計画に生かしていきたいと考えております。議員の皆様にも各区からの提言・要望等は配付させていただきます。

次に、本年度新町誕生を契機に川根本町並びに地域資源・産物等を全国にアピールするために計画いたしました三大イベントであります。最初のイベント「森と湖に親しむつどい2006」は、長島ダムや貯水池、いわゆる接岨湖をメイン会場に、「奥大井接岨湖フェスティバル」として7月29日・30日に盛大に開催されました。全国から約2万1,000人の方々に御来場いただき、奥大井の自然に親しんでいただきました。

また、今回この行事には、大井川の水の恵みを享受している大井川流域圏の方々にも大勢参加していただきました。森林やダムが命の根幹にかかわる水を安定的に供給し、国土の保全と災害を未然に防止するという基本的な働きに直に接することで、大切な水資源や森林資源を未来に引き継ぐには、今何が必要かと感じとっていただく機会になったと思っております。今後さらに、維持・保全のための連携の輪、活動の輪がさらに広がることを期待しております。

また、森林を守る活動や多い川の水を守る活動に取り組んでいる小学校6校の子供たち220名余で大井川もりみず守り隊が結成され、活動していただきました。このフェスティバルを契機として、こうした活動が流域全体に広がるよう、水源地の町として今後も支援をしていきたいと考えております。

電力から下流利水まで計画的・総合的に開発された大井川。これからも環境の世紀にふさわしい河川環境・水辺環境の再構築を流域や関係者の皆様とともに考え行動していきたいと思えます。

接岨湖フェスティバル開催に際し、御尽力、御協力いただきました議員の皆様を初め、関係各位の皆様にご心から感謝申し上げます。

また、8月25日から28日までの4日間、文部科学大臣杯平成18年度日本カヌーフラットウォーターレーシングジュニア選手権大会が、全国各地から多数の選手、監督並びに役員の皆様をお迎えして、川根本町接岨湖カヌー競技場において盛大に開催されました。

この競技場は、平成14年3月に完成した長島ダムの湖面を利用した競技場で、平成15年度の静岡国体のカヌー競技場の会場でもありました。大会は役員やスタッフ、ボランティアの方々の努力、また国体のノウハウを生かした御努力で順調な運営ができました。日本カヌー連盟からもお褒めの言葉をいただいたところであります。

また、出場した川根高校チームは、女子500メートル及び200メートルカヤックシングルで

大村朱澄選手の優勝など、全国の強豪チームを相手に大健闘し、女子の部総合4位と活躍いたしました。男女とも今後の活躍を期待しております。今後もこうした環境を生かして、競技会開催支援を初め、小・中学校を対象にしたカヌー体験教室の実施、大井川のカヌー下りやカヌー体験イベントの開催など、カヌーを生かしたまちづくりを進めていきたいと考えております。今後は、町民が地元を初め、全国の一流選手の活躍をじかに見学できるよう、情報の発信、交通手段の確保にもさらに配慮したいと感じました。

改めて、本大会の開催に当たり、御尽力、御協力いただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

最後に、既に新聞報道や折り込みにてご存じかと思いますが、今年度の全国茶品評会の審査結果が公表されました。川根本町は産地賞と「あすなろ」と「わらやま」、各農事組合法人の農林水産大臣賞など、多数の上位入賞を果たすことができました。これもひとえに出品者の努力・研鑽は無論のこと、JA関係者、県及び研究機関の関係者の御指導を初め、町民の皆様の御協力の賜物と深く感謝いたします。

今回の受賞は、従来の大井川沿岸地域の農家の活躍に加え、山間部の茶園の入賞と、設備も近代化され、意欲的な経営や生産を行ってきた大型共同製茶組合の活躍も特徴であります。経営の合理化や山間地という特徴を生かした茶業を推進している当町にとって、今後の茶業を考える上で意味のある品評会となりました。

11月には、品評会の表彰式も開催される「全国お茶まつり」が当町にて開催されます。この成果を川根茶のさらなるブランド力の強化と販売拡大につなげるため、消費者・流通業者の皆様に川根茶の品質と特徴をさらにアピールする行事としたいと考えております。

今後もこうした地域資源を生かした取り組みや仕組みづくりを強力に推進していきたいと考えております。

町政懇談会でも説明しているように、これからのまちづくりの推進力の一つに地域コミュニティの力、いわゆる自治会や集落のまとまりや活動が挙げられます。集落機能の低下や合併に伴う行政範囲の広域化に対応するため、広域で集落を支え合う新たな地域コミュニティ組織づくりを促進する必要があると思います。集落の歴史や伝統から来る一体性は尊重しつつも、住民による地域経営を発展促進するため、自治会連携・再編を進めていくことが必要と考えております。

9月議会は、決算議会でもあります。17年度決算も財政調整基金など基金歳入に頼って、歳入歳出のバランスをとる決算となっております。19年度以降、実質的な歳入歳出のバランスのとれた予算編成で持続的な町財政運営を目指していきたいと考えていますので、19年度予算編成を見据えた御審議、御指摘のほどよろしくお願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

今回提案いたしますものは、同意2件、条例・規約関係6件、工事請負契約の締結1件、補正予算関係4件、決算認定関係6件の計19件であります。よろしく御審議をお願いし、開

会に当たってのあいさつといたします。

議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、13番、中澤智義君、1番、山本信之君を指名します。

#### 日程第2 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの15日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月21日までの15日間に決定しました。

#### 日程第3 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第3号、川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

地方税法の定めるところにより、当町には固定資産評価審査委員会が設置されております。委員の定数は3人ですが、そのうち坂本利夫氏が本年10月25日をもちまして1期目の任期が満了となります。坂本氏には就任以来、委員長を務めていただく等、委員会の中核として務めていただいております。引き続き職務に当たっていただくよう、再任することについて御同意をお願いするものであります。

任期は平成18年10月26日より平成21年10月25日まで3カ年となります。

以上、御審議の上、御同意いただきますようよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

この固定資産評価審査委員会というのは、固定資産税についての不服を審査決定するという機関であって、長や議員、農業委員会の委員など、との兼職の禁止あるいは自治体の請負業者やその会社の監査役に準ずる者が就任するということは禁止されているわけです。行政の課税権に対して住民の正当な権利を守る機関であって、委員はいわば納税者の代表とも言うべきもので、提案されている坂本氏は、全協の説明によれば役場の税務課長を務められた方とのことで、その方に知識としては、見識は確かに豊かというか十分持っていらっしゃると思うんですけども、行政に対して住民の権利を守るという立場の役員としての就任ということで、町長はどのような観点からこの方の再任を考えられたのか。また、過去にこういう不服申請があったのかどうか、審査会が開かれたかどうかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点では、坂本氏は退職されておりますので、そういう意味では今までの幅広い経験を生かして不服審査等に対応していただけるという、また役場在職当時も一生懸命仕事を頑張っていたという報告も受けておりますので、私も同意をお願いするものであります。

不服については、担当の方から答えさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（羽倉範行君） 今までの審査委員会の開催ということでありましたが、今まで不服の申し立て等ございませんでしたので、不服審査会ということではございません。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第4 同意第4号 教育委員会委員の任命について

議長（佐藤公敏君） 日程第4、同意第4号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 同意第4号、教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

原田幹弘氏の任命についてですが、原田氏は昨年、川根本町となって一年委員として教育委員に任命されましたが、今回、平成18年10月25日に任期満了となります。原田幹弘氏は、旧中川根の教育委員を平成15年10月から平成17年9月19日まで就任し、合併後も引き続き教育委員として就任され、真摯に委員活動に取り組んでいただいております。今回、引き続き職務に当たっていただくよう、再任することについて同意をお願いするものであります。

任期は平成18年10月26日から平成22年10月25日まで4年間となります。よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 全協でもお聞きしたわけですがけれども、議案の最初の文章にもあるとおり「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により」ということで、この同法の第4条第3項の規定には、委員の任命については5人中3人以上が同一の政党に所属することとなつてはならないというふうに厳しく規定をされてあります。

今回、原田氏の再任ということで、在任の教育委員の方々も含めて4条第3項の規定が守られているかどうか。これまでもやってこられた方たちですので、そういうことをきちんと行政として確認してあるかどうか。もし3人以上が同一政党の場合は、1人は失格ということで罷免というんですか、議会の同意を得て罷免しなければならないというふうに厳しく定められてありますので、そういうことを確認してあるかどうか。その確認の内容について、してありますという全協でのお答えだけだったものですから、だれがどういう政党ということはありませんけれども、政党のもし所属していれば配分をお答えいただきます。

議長（佐藤公敏君） 教育総務課長。

教育総務課長（筑地秀昭君） お答えさせていただきます。

同一政党に3人以上ができないということですが、この就任に当たりましては、全教育委員に確認させていただいております。現在5名の教育委員は、すべて無所属でございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第4号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、同意第4号、教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第5 議案第74号 川根本町地域振興基金条例の制定について

議長(佐藤公敏君) 日程第5、議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第74号、川根本町地域振興基金設置条例の制定について説明いたします。

合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興等のために設ける合併市町村振興基金に対する積み立てのうち、計算式に基づく基金規模を上限として、元金積立の95%相当額まで合併特例事業債を起すことができる合併支援制度があります。

合併特例事業債については、後の元利償還額に対し70%相当額が普通交付税として支援される大変有利な起債であります。

当町の場合、10億2,300万が基金規模となることから、10億円を基金の元金とし、そのうち9億5,000万円について合併特例事業債を活用するものです。

基金については、果実運用型とし、基金の運用益を旧町の区分・垣根をなくし、町の均衡ある発展を目的として、町民の連帯強化、地域振興に要する経費に充てていくよう、川根本町地域振興基金条例を制定するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号は、第1常任委員会に付託したいと思います。  
御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は第1常任委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第6 議案第75号 川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第75号、川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第75号、川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

施設の使用制限として、「営利を目的とすると認められるとき。」は不許可ですが、「ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。」としています。

現在、営利を目的とする使用についても、会場での販売行為を伴わない商業宣伝等については、町長が特に認めた場合を適用し使用を許可しています。「町長が特に認めた場合」については、漠然としているため、管理者・使用者の両者が使用許可について共通の認識を持てるよう、悪徳商法のおそれがない商業宣伝、学習機会の提供など、当施設の設置目的である住民生活の充実向上に合致する具体例について明文化するものです。

また、条例改正について一定の周知期間を確保する観点から、10月1日以降の使用に適用するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 全協でも問題になったんですけれども、販売行為の伴わない商業宣伝ということで、町長がこれまでも販売行為が伴わない商業宣伝については認めていた状態を明文化すると言われるわけですけれども、悪徳商法のおそれがない商業宣伝とか書くわけじゃないから、私は今までやっていたことを何も明文化してはいないんじゃないかと思うんですけれども、貸していたことに対して特に町長が認めた場合という条項を使って使用を許可していた、それを販売行為の伴わない商業宣伝と書くことでどれだけ明文化になるのか

ということがとても全協でも問題になったわけです。

行政が許可をするということになると、住民の人たちも許可をした集まりというのは信頼があるものだと思い込むことも大いにあるわけで、その場で現実販売行為を伴わない商業宣伝だということで町長が特にこれまでも許可していたものが往々にして後から参加者に何らかの形で名前とか電話番号とかチェックして、訪ねて行って販売をしているということもあるんだという意見もありましたので、そこをどうやって防ぐのか。これだけの文章では条文を明快にしたというふうには私は思えないんですけれども、どうやって防ぐおつもりかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し質問の論点とずれるかもしれませんが、少し聞いていただきたいと思います。

私がこの条例の基本的に推進した理由に2つございます。1つは、これからも財政再建というか、そうした厳しい状況の中では、こうした施設の有効活用あるいは使用料の増大というの1つ念頭に置かなければならないだろうという点。

それから、ここに限らず、町長が認めた場合、こういったものがさまざまな条例の中にございます。過去、ある程度社会が一定の方向に向いていたときには、突発的な災害あるいは緊急事態に対応する場合、あるいは本当に不可能な場合があったときに、町民の福祉、利益を守るため、あるいは条例に接触しないというためにこうした特認事項というのが設けられていると思います。

しかし、社会の価値観とか、そういったものが多様化する中で、町長が認めるというふうなことはやはりある程度制限をしていかないと、町長の考え方あるいは多様な価値観の中から選択するのに私は難しくなるということで、ある程度こうした幅の広いものは可能な限り1つの集約をしたというか、目的を明確にした方が町民にも理解が得やすいんじゃないかということで、こうした条例を提出させていただきました。

特に、議員が御指摘のところ、どういうふうに確認するかということに関しては、町長の特認の場合の確認事項と商法のおそれがない商業宣伝の確認事項とは、実質的にはチェックは今までと同じように、あるいは今まで以上にチェックをしていかなきゃならぬということですが、その拡大解釈ができないように、町長がいいと言えいいんだというようなことがないようにということで、私は現在想定されるこうした商業宣伝あるいは学習の機会というのを明確に位置づけた方がいいんじゃないかということで、この条例を提出させていただきました。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 補足をさせていただきますけれども、条例の施行に関しまして必要な事項は規則で定めることになっております。山村開発センターの管理運営につきましては、条例の下に川根本町山村開発センター条例施行規則というものがありますので、その中

に使用者の遵守事項という項目を新たに設けまして、商業宣伝における来場者の住所等の調査をしないことと明確に表記をしたいと思います。営利団体から使用の申請があった場合、使用者の遵守事項を渡しまして、適切な使用が確保されるように指導を徹底したいと考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の答弁で、拡大解釈して町長がいいと言ったからいいじゃないかというふうなことがないように明文化したということで、非常にそこは理解ができるし、課長が名前なんかを調べたりチェックしないようにということで、規則の方で設けるということで、そこは防げるかなと。今までよりはより確実に防げるようになるかと思うんですけども、もしそういうことをやった場合にはどういうふうにされるのか。そこも規則に規定するんですか。

それから、もう1点ですけれども、最初に聞くのを忘れたんですけれども、附則第2条で経過措置を設けてあるんですけれども、10月1日以降の使用について適用しというふうに、なぜわざわざこういう経過措置を設けたのか、この点2点についてお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） さきの質問でありますけれども、申請があった時点でその点については細かくチェックし、指導したいと考えております。

それから、附則第2条に経過措置を設けた理由はなぜかということでございますけれども、現在でも営利を使用すると認められる場合でも町長が特に認めた場合については使用を許可できるということになっております。このことから、既にこの議会日以降の使用を許可している場合も想定しまして、経過措置がない場合、使用許可を受けた団体が申請時の使用よりも高い使用料となる不利益をこうむるということになります。

また、研修室を新たに使用できることにつきましても、準備をし、町民に周知していかなければならないことから経過措置を設けた次第であります。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第75号、川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第75号、川根本町山村開発センター条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

#### 日程第7 議案第76号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例 について

議長(佐藤公敏君) 日程第7、議案第76号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第76号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現在、山村開発センター2階にある旧図書室については、町史編さん室として使用が終了してからは、資料の保管室的な利用にとどまり有効活用がされていない状況にあります。今後、町としての具体的な利用計画もないことから、研修室として幅広く使用できるように追加するものです。

基本使用料の設定につきましては、小会議室の52.05平方メートルに対し、研修室が36.23平方メートルで、69.6%の広さであることから、小会議室の基本使用料の69.6%で算出された額を100円単位で調整し、基本使用料を設定するものです。

また、営利を目的とする使用については、町長が特に認めた場合について許可していますが、使用料についての区別がなく、結果的には営利目的の使用団体を優遇することになることから、営利目的の場合、基本使用料の10割に相当する額を加算するよう改正するものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 使用料条例の一部を改正するというところで、山村開発センターの使用料が出てきたわけですけれども、開発センターの使用料の一部を改正するというのではなくて、使用料条例の一部として出てきたからちょっと言わせていただきますけれども、開発センターの大会議室、全協でもちょっと疑問が出されたわけですけれども、夜6時から9時までのところが2,300円ということで、本当に私も今まで気がつかなかったんですけれども、極端に高くなっていて、これはどうしてだろうということで非常に疑問を感じます。

どういう根拠で決められたのか、こういう必然性があるということで決められたと思うんですけれども、それを教えていただきたいということ。

備考のところの2の(2)のところに「商業宣伝又は」と、商業宣伝はいいかと思うんですけれども、「又は会費等を徴収する研修会等として使用する場合」ということで、会費等を徴収する研修会などに使用する場合も基本使用料の10割となるということを今度規定することになっていますけれども、町内の人がそういうのに使えば2倍になる、町外の人なら3倍になって6,900円という金額になるわけですね、3時間借りるだけで。具体的に会費などを徴収する研修会というのがいろいろあるんでしょうけれども、なぜこういう規定をここにしたのか。どういうことを想定してこれだけ高くてもいいんだというふうに思われたのか、そのところ説明お願いいたします。もし実例があれば、こういう場合にということで説明をお願いします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 山村開発センター大会議室の午後6時から9時までの使用料が極端に高くなっているのはなぜかという御質問であります。

使用料につきましては、これは今決めたことではございませんけれども、各部屋の面積をもとに使用できる時間と夜間による電気料を加算する形で使用料が設定されております。例えば、大会議室でございますけれども、大会議室の場合、夜間の使用料でありますので、大会議室だけではなくて、それこそロビーから階段、廊下、1、2階のトイレ、すべてを点灯したとして料金を設定してございますので、そのように御理解をいただきたいと思います。

それから、大会議室を夜間、町外の団体が営利目的で借りる場合、6,900円と高額になると。会費等を徴収する研修会等とは、具体的に何を想定しているのかという御質問であります。

町外者が使用する場合、使用料金が3倍となることについてはお見込みのとおりでございます。大会議室については、使用人数が少ない場合、中会議室としても使用できますので、ほかの小会議室等を使用できない場合に高額な負担となることがある程度防ぐことができます。大人数の使用の場合については、大会議室全体を使用する恩恵を受けていますし、当然、さきに述べました夜間の電気料も入っておりますので、使用料は適切だと判断しております。

会費等を徴収する研修会等についてですけれども、学習塾あるいは経営として参加料を徴収して開催する講習会、研修会などを想定しております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これから議案第76号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第76号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、承認することに決定しました。

日程第8 議案第77号 消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

議長(佐藤公敏君) 日程第8、議案第77号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第77号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての提案理由の説明を申し上げます。

議案書なら6ページとなります。

消防組織法の一部を改正する法律が平成18年6月14日に公布され、同日から施行されました。

消防組織法の改正においては、消防組織法の全条文にわたって、見出し及び項番号を付し、表現の適正化を行い、枝番号の整理を行ったことに伴い、関係する川根本町消防団の設置に関する条例、川根本町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、川根本町消防団員等公務災害補償条例及び川根本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を共通の動機に基づき並列的に一部改正を行うため、関係条例の整理に関する条例を制定するものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、消防組織法の一部を改正する法律の施行日から適用するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 全協で消防組織法の改正についてどういうふうな改正になったのかお聞きしたというか、課長から説明があったんですけども、全く中身については変更が

なくて、条項を例えば1条に幾つものことがあったらそれを1つずつ条を設けていくとか、そういう条項の整理ということで、中身には何の変更もないというふうな説明があったというふうに、もしかしたら聞き間違いかもしれないんですけども、記憶しているわけですけども、実際にちょっと調べてみましたら、この消防法の今回の改正の中身は消防本部を合併統廃合して広域化をする、そこを進めるための改正ではないかというふうに思われるんですけども、担当の方では、町長でもいいですけども、改正の内容についてとその改正によって当町が何か受ける影響があるのかないのかをお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） それではお答えをいたします。

全協における今回の消防組織法の一部改正に伴う町の関係条例の整理に関する条例の説明ですけども、町の4つの関係条例においては、消防組織法の全条文にわたって見出し及び項番号を付し、表現の適正化をするなどの整理を行ったことによる一部改正であり、それによりまして消防団員などへの不利益等の影響はないということを申し上げましたが、今回の消防組織法の一部改正につきましては、消防組織の広域化が御指摘のように根拠条文となりまして、その新規追加に伴い条ずれが発生したところであります。

新規追加されたものは、31条に市町村の消防の広域化、第32条、基本方針、第33条、推進計画及び都道府県知事の関与等、第34条、広域消防運営計画、第35条、国の援助等の4条であります。

この消防の広域化は、消防法という法律に基づいて進めるものでありまして、それについて国が基本方針を策定し、県がそれに沿って基本計画を充実するというものであります。概要の主なものにつきましては、これまで10万人単位で進めてきました統合広域化の人口要件を30万人台に拡大するよう求めているものでございまして、平成24年度末を目途にしております。この広域化につきましては、罰則規定はありませんけれども、計画する事業に対して補助金がカットされる、あるいは事業採択がおくれるなどの不利益が発生することが考えられると思います。これから10年ぐらいで変化されるであろう、こういった消防組織等の現在は過渡期であるとも言えると思います。

したがって、消防の広域的な組織、それに伴う新たな分担金の問題等、今後影響はないとは言えません。そういった諸問題を考えるとき、今議会で上程した町の4つの関係条例には直接影響はありませんけれども、消防組織法自体の改正については影響が皆無とは言えないと思います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私が調べたのも、今、課長が答弁されたのとほぼ同じもので、非常に率直に懸念なども言っていただいて、本当にこれから私たちはそれが懸念だけで終わって、実際にこういう小さい町への不利益にならないように、やっぱり議会としても頑張って

いかなければならないだろうと思います。今の課長の説明では、当面の条文改正は全く中身に変更はないということで、そこを確認、もう一度、全くないのかどうか確認いたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） 先ほども申し上げましたように、町の制定しております4つの条例、これについては影響はございませんけれども、詳しくといたしますか、懸念されるのは、現在、高機能消防指令センターの更新事業というのを計画しておりますけれども、それに対する影響が懸念されるところでありますけれども、消防の組合消防の議員連絡会というのがございまして、お二人の議員にも議員として参加していただいているわけですけれども、組合の方に関しまして、こういった大事な案件については議員連絡会を開いて説明をし、意見を求める等、担当課長として申し入れをしているところでございますけれども、なかなかそういった機会がございませんので、折につけ、こういった重要な問題でございますので、組合に対して意見を具申していきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これから議案第77号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第77号、消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、承認することに決定しました。

日程第9 議案第78号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第78号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第78号、川根本町国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

今回の改正は、出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げさせていただくものであります。

厚生労働省は、医療費制度改革で、公的保険給付の内容・範囲の見直し等が挙げられ、その中の1つに平成18年10月から出産育児一時金の引き上げが取り上げられております。

出産育児一時金は、葬祭費とともに絶対的の必要給付とは違いますが、当町においては今まで継続し実施してまいりました給付であり、安心して子供を妊娠、出産できるよう、少子化対策の観点も踏まえて、今回、出産育児一時金の引き上げについて、一部改正をさせていただくものであります。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第78号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第79号 駿遠学園管理組合の規約変更について

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第79号、駿遠学園管理組合の規約変更についてを議題

とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第79号、駿遠学園管理組合の規約の変更について御説明いたします。

議案9ページ、10ページをごらんください。

本組合は、昭和44年4月1日に設置され、榛原・志太地域の3市10町で組織する一部事務組合として、地域の知的障害児の自立支援のための指導、教育を行ってきました。

この構成市町が平成16年4月1日に御前崎町と浜岡町の合併、平成17年5月5日に島田市と金谷町、同年9月20日に中川根町と本川根町、同年10月11日に相良町と榛原町の合併が行われました。

この合併を受けて、組合議会の定数の検討がなされ、17名の定数を14名に減員することとされました。

これに係る議員定数を定めるため、さらにはこれらの合併に伴う構成市町の分担金を定めるため、駿遠学園管理組合規約の一部を変更するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号、駿遠学園管理組合の規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第79号、駿遠学園管理組合の規約変更については、原案のとおり可決されました。

年度新山村振興等農林漁業特別対策事業  
地域資源活用総合交流促進施設建築工事)

議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第80号、工事請負契約の締結について（平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業地域資源活用総合交流促進施設建築工事）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第80号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業地域資源活用総合交流促進施設建築工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る8月29日に10社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社富田工務店が落札し、契約金額8,631万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成19年3月15日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 全協でも聞いたんですけども、落札率が99.76%ということで、1回、2回目不調で、予定価格より全社、10社が高かったということで、3回目に一番低い富田工務店さんと随契をしたということですけども、その場合でも随契をする場合に予定価格を切って随契をするということがかなりありますので、こういう高い金額の落札結果というんですか、入札結果というんですか、そういうものを町長はどういうふうに考えておられるか伺います。

それから、落札率が低いときには保留して、積算内容などを調査して、町の積算と突き合わせてみるとかというふうにやるということですけども、7割切ったときとかというふうにやっていますけれども、高いときも、今回の場合は随契ということがあるから余り開きがなかったのかと、そこは仕方がないのかと思いますけれども、入札結果表を見ましたら、本当に当町の工事の落札率というのは95%以上がほとんどという状態になっていますけれども、そういう状態でやはり住民の人たちの目も入札に対する信頼性もこれでは薄れてくるのではないかと思うんですけども、きちんとした調査をするというか、必要なときには調査をするということが大事じゃないかと思うんですけども、そういうふうに町長は思われませんかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ちょっと前半の質問が聞き取れませんでしたので、再度質問をお願いしたいと思います。後半の部分に関しては、入札執行者として常に落札価格が低い場合あるいは応札の金額が設計金額よりもどの社も高い場合、そういったものに関しては入札が終了

後、それぞれ70%以下の場合にはもう完全にこれは調査ですけれども、そういった調査までいかない場合でも担当課等の説明等を伺っております。

そして、議員御指摘のように、落札率が95%以上で少し町民の理解が得られないんじゃないかという御指摘であります。私は、そうではないと思います。私は、基本的には役場の担当なり、設計業者からつくられた設計金額というのは正当なものであると、あるいは限りなく正当というか、本来の額に近いものであるというのを前提として、それに関して予定価格等を設定しております。

ただし、それがやはり時代の状況とか、あるいは積算漏れ等があると乖離が起こりますので、そういったものは極力ないように指導をしております。

したがって、結果としてそうした、例えば業者の方に過大な低い予定価格を設定して無理な工事を行うことは、結果的には町の利益あるいはひいては町民の利益にはなりませんので、私は基本的には設計価格というのは正当な数字の積み重ねであり、また常にそうした努力を怠ってはならないと考えております。

前半部分については、もう一度質問をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 前半については、落札率が99.76%だったわけです。こういうふうな高い落札率についてどう思いますかということです。

それと、ただいまの答弁に対して再質問なんですけれども、町長は自分の予定価格を、以前はかなり厳しくしているんだと。その結果、厳しく設定した結果、入札、応札した金額と近い、落札額と近いということになるんだという説明をされたことがあるわけなんですけれども、今回はそうではなくて、設計金額が出されてくる、業者から出てくるものは信頼性が高いものだから、予定価格はそれ以上は余り切らないように、余り切らないという言葉は使わないんですけれども、それを正当なものとして予定価格を定めて、業者に過大な競争とか、無理に低い入札価格にしないようにということを今言われたと思うんですけれども、随分反対のことを言われたと思うんです。今回のこの地名の研修施設の改修工事については、私たち当初予算に出たときに現地を視察に議会で行ったんですけれども、そのときの多分課長の説明だったと思うんですけれども、9,000万円が高い、予算高いねと言いましたら、入札でかなり下がると思いますよというふうなことを聞いたわけですよ。

そういうことも聞いていますので、9,000万円の当初予算に対しても400万円、もちろんこれは9,000万円というのは税込みの金額だから400万円しか切っていませんし、そんなに厳しい入札が行われたというか、町長が今言われたように厳しい予定価格を設定したということではないんだなというふうに思えるわけです。町長の言っていることがちょっとまちまちじゃないかということで再質問します。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 私は以前から役場がつくる、私のところへ上がってくる書類、いわゆる

る設計金額というのは限りなくそのときの社会情勢、経済情勢を反映して、あるいは内容に照らして適正なものだと。それに対して私が最後のチェックを入れていく、そういうシステムですので、そんなに差はありませんよということは前々から言っていると。業者じゃなくて、役場が最終的なチェックして予定価格を上げていきますので、それに対して私は信頼を置いているし、さらにチェックを入れながら、むだがないか常に見ていかなければならぬということでもあります。

それから、この地名の山村事業に関しては2回不落になっておりますので、当然、業者としてはなるべく自分の思う中でもそれに近い形で余り、もちろんこれを例えば極端に8,000万とかに下がれば当然落ちるわけですけども、ある程度2回落ちなかったというところで、ここら辺が役場が考えている設計金額かなという頭で考えます。そうすると、いろいろ積算をしてここら辺が上限だろう、ぎりぎりの線で2回目の随意契約をしていきますので、当然そこは競ってくる金額になるのが当たり前というか、なっても不思議ではないと私は考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今回は随契と最終的にはなったから99.76%というのもしようがないかと思うけれども、そういう高い落札率のがたくさんあるものですから、それに対して町長はどう思われますかということ聞いたわけで、それともう1つ、何か応札がどの会社も予定価格より高い場合も低い場合と同じように調べると先ほど1回目の答弁で言われていましたけれども、今回もそれじゃそれをやっているわけですね。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それは具体的にすべてを洗いざらい、一応結果が出ておりますので、そうした中で特に私が心配しているのは積算漏れというのが、業者の場合はここまで全部積算をして予定の見積もりを出してくるというか、自分の金額を出す。我々が設計したものに対して、ここまででいいだろうという、もしその乖離があると工事に直接影響がありますので、いわゆるこうした建築の場合、一応工事としては最低限必要なものがこの工事の積算の中に見積もられているのか、そこをやっぱりチェックしないと、あるいはそれは悪意ではなくて、役場としてはこれは当然業者が見る面というか、これはこの工事には要らないだろうとか、業者の経営努力だろうという範囲のあるものと、あるいは業者の方からすれば、これは当然設計に見積もりを入れていただかないととてもかなわないよというものが、もし余り差があるとやはり工事に影響いたしますので、そこら辺はチェックするよということ saying あります。

これはまだ、それこそまだ落ちたばかりでありますので、今結果が出せるものではございませんけれども、過去でもこうした、余り皆さんが高いという場合には何でだろうということをしっかりチェックしましょうということ saying しておりますし、今回もそうしたことで、これに対してはまだ結果は出ておりませんが、 saying あります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。  
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号、工事請負契約の締結について（平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業地域資源活用総合交流促進施設建築工事）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第80号、工事請負契約の締結について（平成18年度新山村振興等農林漁業特別対策事業地域資源活用総合交流促進施設建築工事）は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで委員会開催のため、しばらく休憩します。再開は委員会終了後とします。委員会は10時20分から大会議室で開催します。

休憩 午前10時07分

再開 午前11時38分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

#### 日程の追加

議長（佐藤公敏君） お諮りします。

お手元に配付した議事日程第1号の追加1のとおり、川根本町地域振興基金条例の制定についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町地域振興基金条例の制定についてを日程に追加し、追加日程として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第74号 川根本町地域振興基金条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 追加日程第1、議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定についてを議題とします。

第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、第3回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定について付託を受け、本日、午前10時20分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町地域振興基金条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。この新規制定条例は、合併後の市町村が地域住民の連帯強化または地域振興などのために設ける合併市町村振興基金に対する積み立てのうち、元金積立の95%まで合併特例事業債を起すことができる合併支援制度があり、これを使って行うもので、この起債は元利償還額に対し70%が普通交付税として支援される有利な起債であり、この基金は果実運用型とし、運用益を町の発展を目的として地域振興に充てていくよう、今回、制定するものとなっています。

このような中で、委員から質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、基金も今後減っていく中で新たな基金として積み立てる基金の移し変え的に考え、また利子の運用もできる有利なものではないか。15年償還期間があり、この基金の利用は15年先ではなくては利用ができない。この先、町がどのようなになるかはわからない。大きな合併がある場合、この基金は直接この町には使われなくなるのか心配される。償還金の70%を交付税としてくれるとなっているけれども、最後まで措置してくれるのが不安である。償還金に払うに値する金額を別の事業、住民サービスを保障する方へ向けるべき。将来、合併した場合、この基金は地域限定基金として話をしていく。

以上のようなことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、賛成多数で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

委員長報告がありましたけれども、原案に対して反対の立場で討論をいたします。

提案された地域振興基金10億円の積み立てですけれども、委員会審査でも全協での説明でもわかったように、15年間返済が続いて、その間は基金、利子運用ということで200万前後の利子を運用するというだけで、2,000万以上の一般財源を使って返済をしていかなければならないものです。返済が終われば10億円の基金ができるから、それは将来に向けた財源だから必要なものだという意見があります。

私も本当に賛成するか反対するか、この基金の性格からいって、もちろん合併の財政支援としてつくられたもので悩みました。だけど、行政の姿勢、住民の暮らしを守る、本当にこの町を町民が元気のいい、合併してよかったというまちづくりをしていくのか、その行政の姿勢が確認されていない。なぜならば、合併以来、多くのすり合わせがありましたけれども、ほとんどのすり合わせで両方の住民あるいはどちらかの住民が負担増になる、そういうすり合わせが行われています。サービスも低下させないと約束をしたにもかかわらず、低下しているものもあります。

そういう町民の人たちにとって、元気を出すまちづくりがされていない中でさらに財政を圧迫して、町長は町政懇談会で3億5,000万円余の単年度赤字がある。それを近々、早急に圧縮していくんだというふうに言われていますけれども、どこでどうやってその3億5,000万円という大変な金額を圧縮するのか、その方針も財政改革の見通しも、それからまちづくりの基本となる総合計画もつくられていません。町民の人たちに何一つ安心というか、合併してよかったというものが示されていない中で、さらに住民の生活に使うべきお金をもし圧縮して、絞って、絞って、10年間、15年間やっていくとなったら、私はとりかえしのつかない住民の人たちの不満を買うことになるのではないかと、それが一番怖くて、悩んで、悩んだ末に反対という決断を自分ではいたしました。

委員会でおもしろ半分には反対するなよとか、時間のむだだと。これだけ行政が熱心に説明したのにまだわからないのかと、本当にそういう批判を受けました。私はその批判も重く受けとめて、決しておもしろ半分には反対していません。物すごく苦しい思いをしながら反対をしています。お金は欲しい、けどお金は欲しいけれども、節約しなければいけない。その節約がどういう形で、どこで節約をされていくのか。これまでの行政と町長の姿勢を見ていると、とてもさらなる新たな財政硬直、負担を認めることはできないという判

断で反対をしました。

今回、委員会でもちょっと言ったんですけれども、9月議会に提案されて、臨時議会が終わった後から9月議会始まるまでの間に提案された問題です。重大な、10年後、15年後に責任を持つこのような問題をなぜ提案をしてすぐに議会にかけてしまうのか、採決をしなければならないのか。これだけ疑問が出されたら、鈴木多津枝が1人でおもしろがって反対しているだけだからやっちまえというんじゃなくて、私はちゃんと議会として審議をして、委員会審議にかけてきちんと、たった1時間弱の委員会ではなくて、やって納得した答えを出していくべきだと思います。12月議会でも決して遅くはなかったことを、2カ月、3カ月延びたから利息がどうのこうのということではないと思います。もっと責任を持った対応を議会はすべきだと思ひまして、反対討論をさせていただきました。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 13番、中澤。

私は、議案第74号、地域振興基金条例の制定について、賛成の立場から討論します。

この基金は、合併特例事業債を原資に、一般財源5,000万を加えて10億円の基金をつくろうと、こういうことをございます。9億5,000万を借り、15年で返済していくと元利利子を償還する金額は総額で11億4,560万ほどですが、その70%、8億196万が交付税処理されると、こういうことをございます。町の公債負担は試算で3億4,370万ほどです。また、基金運営利子も試算ですが、4,270万あります。この運営利子は、地域振興資金として毎年充てることが出来ます。現在、当町は財政調整基金が急速に減っています。基金が減るということは、財政運営はもとより、当町に何かあったときのことを考えますと非常に心配です。70%を交付税で処置されるというこの地域振興基金は、当町の将来の財政の支えになることは確実だと私は考えます。

よって、私は当町に有利な議案第74号、地域振興基金条例の制定に賛成し、賛成討論を終わります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第74号、川根本町地域振興基金条例の制定については、委員長の報告の

とおり可決されました。

日程第12 議案第81号 平成18年度川根本町一般会計補正予算  
(第3号)

議長(佐藤公敏君) 日程第12、議案第81号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第81号、平成18年度川根本町一般会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億6,556万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億5,227万5,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに大井川鉄道緊急保全事業補助金、19年度、20年度分について追加したいものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正したいものです。

今回の補正は、今年度の普通交付税等の交付額が決定したことによる財源更正と、川根本町の均衡ある発展と地域振興を目指した地域振興基金の設置、大井川鉄道への支援などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は10億円の増額です。これは後の元利償還金に対し、70%相当額の普通交付税による支援のある合併特例事業債を活用した基金を造成することにより、基金からの利子を地域振興事業へ充当できるよう、地域振興基金への元金積立をお願いするものです。

第2項企画費は3,838万1,000円の増額です。企画総務費では、大井川鉄道が実施する緊急保全整備事業に対する支援として補助金の計上をお願いするものです。また、コミュニティ施設管理費では、地元地区から要望のありました下長尾集会所トイレ改修工事に必要な経費を計上するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は466万6,000円の増額です。老人福祉費では、高齢者むつみの郷用地の一部について、所有権移転ができない土地がありましたが、今回解決し、土地開発基金で土地を先行取得させていただきましたので、一般会計で購入するための費用を、国民健康保険費では出産育児一時金の改正と高額療養費支給についての制度改正に伴う電算システム改修経費への繰出金を、老人医療費でも高額医療費支給処理システム改修委託料を、

介護保険費では平成17年度の低所得者利用者負担減免措置事業費補助金等の精算に伴う返還金をそれぞれ計上するものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は248万5,000円の増額です。母子保健費と健康増進費は、地方交付税の確定に伴い社会福祉基金の取り崩しを中止することによる財源更正です。予防費では、新型インフルエンザ対策として医薬材料費と、高圧蒸気滅菌器の備品購入費用を計上するものです。簡易水道施設費では、田野口簡易水道施設整備事業への繰出金の増額と財源の更正として社会福祉基金の取り崩しを中止するものです。

第6款農林水産業費、第1項農業費は1,380万円の増額です。茶業推進対策費では、ヒロヲ地区の茶改植等生産基盤整備事業について、国庫補助事業への採択を目指し予算化するものです。山村振興事業費では、補助対象となる工事雑費を計上するものです。

第2項林業費は500万円の増額です。林道の安全な通行を迅速に確保するため、現在までの実績に基づき重機借上料を増額するものです。

第8款土木費、第4項住宅費は財源更正です。若者定住促進住宅整備事業が国庫補助事業に採択されたことにより、国庫補助金の計上と充当率70%相当額分の過疎対策事業債を減額するものです。

第9款第1項消防費は60万円の増額です。水川バイパス建設に伴う貯水槽の撤去費用を計上するものです。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費はともに財源更正です。まちづくり基金からの充当を取りやめるものです。

第4項社会教育費は13万円の増額です。これは、社会教育費専門員派遣事業負担金の確定に伴うものです。文化会館運営費は、まちづくり基金からの充当を取りやめることによる財源更正です。

第5項保健体育費は50万円の増額です。海洋センターのプール用の燃料代について、現在までの実績に基づき増額をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第8款第1項地方特例交付金は760万7,000円の減額です。

第9款第1項地方交付税は2億3,532万4,000円の増額です。普通交付税の決定に伴い増額するものです。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金は72万5,000円の増額です。下長尾集会所トイレ改修事業に伴う負担金を計上するものです。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,027万4,000円の増額です。老人高額医療支給処理システム改修委託に伴う老人医療費適正化対策事業費補助金と若者定住促進住宅整備事業への公営住宅事業費補助金をそれぞれ追加するものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は1,221万円の増額です。山村振興対策事業費補助金と

茶改植等生産基盤整備交付金事業費補助金を計上するものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は351万4,000円の増額です。これは、前年度の介護保険事業特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として精算するものです。

第2項基金繰入金は1億7,200万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整としてまちづくり基金繰入金を7,200万円減額し、補正後の繰入金を1億7,800万円に、社会福祉基金繰入金を1億円減額し、補正後の繰入額を1億5,000万円とするものです。

第18款第1項繰越金は1,912万2,000円の増額です。前年度歳計剰余金を補正するものです。

第20款第1項町債は9億5,400万円の増額です。内容については、第3表地方債補正で説明させていただきます。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページをごらんください。

大井川鉄道の緊急保全整備事業について、計画的かつ効率的に事業が実施できるよう、平成20年度までの補助金について債務負担行為を追加するものであります。

第3表地方債補正について、一般4ページをごらんください。

過疎対策事業債は、若者定住促進住宅の国庫補助採択に伴い11,400万円を減額し2億6,460万円に、合併特例事業債は地域振興基金造成に対し、合併特例事業債を9億5,000万増額し11億8,000万円に、臨時財政対策債については2,000万円増額し2億6,000万円に、減税補てん債は200万円減額し800万円にそれぞれ借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時00分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第81号につきまして、町長から提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

一応通告をしましたので、それに基づいて質疑をさせていただきます。

まず最初、歳入からになりますけれども、7ページの8款の1-1-1-1地方特例交付金なんですけれども、706万7,000円減額になっていますけれども、減額になった理由を伺います。

それから、10ページの20款町債のところの1-7-1-1臨時財政対策債で、2億4,000

万円当初予算を立てているんですけれども、今回、補正で2,000万円上がっていますけれども、どこに充てるために上げたのかお伺いします。

それから、11ページですけれども、2款総務費の1-7-25-13地域振興基金、今、委員会で審査したものですけれども、10億円の積み立てをするということで、95%は合併特例債を借りて有利なという、合併特例債を借りて充当から外れる5%分の5,000万円を今回一般財源で上げているわけですけれども、この財源に何を充てるのかということを確認したいと思います。

次は、2款2項2目19節の23大井川鉄道緊急保全整備事業費補助金の3,693万1,000円当町負担分1年分についてですけれども、全協で町長はこれが最後の支援だと。2度目はないと多分おっしゃっていたんじゃないかと思うんですけれども、万一、今後崩落などの事故が起きた場合、大鉄が支援を頼んでくることは十分考えられるわけですけれども、その必要性が出ることも十分考えられるわけですけれども、どのようにされる考えか伺います。

それから、大鉄の支出は5年間を通して約2億円ぐらいになるわけですけれども、これが限界だと判断した根拠はどういうものなのか。大鉄の財政状況も資料もいただいていませんので、根拠の説明を求めます。

それから、利用者負担割合の計算の仕方に利用者割というのがあるんですけれども、利用者割はどのような計算をされ、何の数字をもとにして出したのかをお聞きします。

それから、資料番号の81の1の中で負担割合の図表というのがあるんですけれども、国が5分の2、県も5分の2、それで事業者の負担が5分の1だよというのがずっと1ページ書いてあるんですけれども、それぞれのパーツの金額が幾らになるのか。通告では同じような図表を出して通告してありますので、上から順々に左から右へ、上から下へ金額を言っていたきたいと思います。

それから、国や中電への支援の働きかけはされたのかどうか伺います。

次に、2款2項4目の15節下長尾集会所のトイレ改修工事費145万円が出ていますけれども、その2分の1の72万5,000円が地元負担だということで補正予算に計上されています。条例で、これは本川根と中川根が合併したということで擦り合せの中でこういう、旧中川根側にはなかった町が建ててくれた地域の振興のためにということで、町が建ててくれた集会所に地元負担を新たに発生させた、そういう改正がされたわけですけれども、その条例でさえも私は当時あいまいな内容だと言って指摘、批判したわけですけれども、今回も例えば小規模ということで2分の1の負担があるということですが、条例を見ますとどういうものを小規模というのか、大規模は幾ら以上のものを大規模というのか、金額で決めてあるのか、状態で決めてあるのかよくわかりませんが、大規模の場合は10分の9を町が補助する、小規模の場合は2分の1を地元が負担するよというふうになっていて、非常にこの大規模、小規模の規定でどちらに当てはまるかで地元負担が大きく違ってくるといってもあり得るわけです。

今回の金額145万というのは、私は小規模とはとても思えないんですけども、小規模というのは本当どこか羽目板が壊れた、ガラスが割れた、そういうどこかがちょっと欠けた、階段の一部が欠けたとか、そういうものを補修するのが小規模かと思ったんですけども、今回、145万円という大変な金額が小規模ということで規定されているわけですけども、その規定の基準、根拠、なぜ小規模としたのか、そこをお聞きいたします。

それから、今回の改修工事は、目的は身障者用のトイレを設置したいという地元からの要望で、集会所は町の所有財産ですよ、公共施設なわけです。そういうものに対して要望を聞いて、当然の要望だということで町の福祉事業としてやるべきではないかと思うんですけども、そういう検討をされたのかどうか。その結果こういうふうになったのであれば、町の事業としてやらないという、今後こういうことをずっと続けていくのかどうか確認をしたいと思います。

それから、12ページですけども、3款の福祉のところですけども、老人の高額医療、老人医療費のところ。8目の老人医療費かな、老人高額医療支給処理システム保守委託料を15万7,000円減額して、次の細節でこのシステム改修委託料を65万1,000円出しているわけですけども、これも説明では改修するから保守委託を減らすことができたということで説明があったんですけども、このシステムというのは、ここには老人高額医療支給処理システムと書いてあるんですけども、そういうものが老人医療費の中にあるとは思えませんし、これは事前に担当課にも聞いた話なんですけども、もう一度ここできちんと説明をしていただきたい。こういうあいまいな出し方で、目的を明らかにしない状態で採決に臨むということは許されないんじゃないかと思います。

それと、9目の介護保険費でも国県支出金等返還金269万3,000円というのが出ていますけれども、これも何について、なぜこういう返還がここで、介護保険特会ではなくてここで出たのか、その説明をきちんとしていただきたいと思います。

次に、14ページです。

6款1項8目の山村振興事業費530万円の増額ですけども、事務費に国の補助がついたということで、トンネル的に県から補助がされるということですけども、全庁的にこれを補助金を使うということだったんですけども、なぜ一般財源を159万充てるのか。7割の補助だからということですけども、既に一般財源を当初予算で見ているんだから、ここでまた一般財源を増やす必要はないんじゃないかと思うんですけども、一般財源を出してきた理由をお聞きします。

それだけです。よろしくをお願いします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） それでは、ただいまの質疑の中で総務課に関連する御質疑に対して答弁をいたします。

まず、最初の質問でございますけれども、地方特例交付金760万7,000円の理由はというこ

とであります。今年度の地方特例交付金の交付額が決定したことにより減額をするものですが、普通交付税の算定に伴い所得割減収額、法人税割の減収額、国庫補助負担額見直しによる減収額等により決定をいたしましたので、今回、減額補正をするものであります。

次の質問の臨時財政対策債2,000万の増額ですけれども、どこに充てるための借り入れかという御質問であります。結論から申しまして、一般財源であります。臨時財政対策債は、普通交付税の算定の中で国の地方交付税特別会計の原資となる税収では賅うことができない不足額の2分の1相当額について、地方公共団体が起債として起こすことができます。その元利償還額の100%が普通交付税に算入されるものであります。借り入れできる算定額は2億6,295万7,000円です。そのうち1,000万円単位で調整をし、2億6,000万円を借り入れることにしたいものです。それに伴いまして、今回2,000万円を一般財源として充当するため増額補正をいたしました。どの事業に充当したかということではなく、今回、補正の一般財源の総額の中の一部ということで御理解をいただきたいと思っております。

3番目の御質問ですけれども、地域振興基金積立金の一般財源5,000万円、何を充てるのかと。財政硬直化、住民負担、サービス減に拍車がかからないかという御質問であります。今回の補正の一般財源の歳入の部分を充てました。普通交付税が2億3,532万4,000円の増額でありますので、その一部を充てたとお考えをいただきたいと思っております。財政の硬直化につきましては、公平かつ効率的な行財政改革の推進により対応していきます。地域振興基金の有無により住民負担に影響を及ぼさないように努力をしたいと考えております。

それから、ちょっと飛びますけれども、山村振興費の530万円、なぜ一般財源を159万円充てるのかという御質問であります。山村事業費は、先ほど議員おっしゃられていましたように、補助率が70%であります。その補助残の30%相当額の159万円については一般財源となりますので、これを充当したということになります。

それから、事務費を全庁的に使うということになりますけれども、これから補助対象の工事雑費として申請していくことになります。全庁的に必要な経費を使うことによりまして、現在、予算措置している需用費あるいは役務費等で不用額が当然生じることになりますので、これにつきましては3月に減額補正で対応していきたいと思っております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 大井川鉄道に関しては、全般的な方向性のお話ですので私の方から先に答えさせていただきます。

崩落などの場合はどうだという御指摘であります。これは今後、崩落あるいは災害等に関しては別枠に考えております。これはまたその時点で緊急に対応していかなければならない、発生すれば沿線市町あるいは国・県と相談しながら対応していきたいと考えております。

また、こうした崩落の場合には、今のような災害のための補助金制度もございますので、こうした状況にはならないと考えておりますけれども、これは別枠に考えております。

それから、大鉄の支援額、大鉄の支出がこれが限界とどこで判断したかということであり  
ますけれども、もちろんこの判断というのはさまざまな立場でいろいろな判断があろうか  
と思います。我々としては、国から指示された緊急保全整備事業の総事業費が近代化補助並  
びに補助対象外を合わせて約19億6,000万円であります。そのうち国・県から一定の補助が  
出ますので、そういったことを勘案して、もしこうした財政、いわゆる資金的な支援がな  
かった場合、どのような資金計画になるかということをお大鉄に提出していただきました。  
その中で、大鉄から数字が出てきております。

そうした場合、現在の営業収益あるいは営業費の状況、あるいは減価償却、そういった  
ことも勘案しますと、平成20年度末には約3億9,000万の資金が不足するだろうという  
ような資金計画をいただいております。当然、これは現在、通常の整備費の約4倍の整備  
事業を行っておりますので、当然こうした資金の不足が出てくるといふふうに想定され  
ます。したがって、こうしたことを勘案しながら、当然、公的な資金を入れる以上、大  
鉄もゼロではあり得ない、そういったいろいろな協議をした結果、現在の支援策に落ち  
ついたものであります。

あと、利用者割については担当課の方からお答えさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

企画環境課長（森下睦夫君） 続きまして、同じく大鉄の整備費の補助金の関係でござ  
います。

お尋ねの利用者割は何の数字をもとにしているかというお尋ねでございますけれども、  
これにつきましては、大井川鉄道の活性化について協議が開始された平成15年度の各  
市町の大鉄駅の利用者の人数を基準にしております。

それから、負担割合の図表の金額ということでございますけれども、その前に全協  
の方で配付をさせていただきましたことで確認ですけれども、大鉄の緊急保全整備  
事業財政支援年度別計画表というものを配付して示してございますように、補助金  
といいますが、負担金については総事業に対し補助対象経費と事業者単  
独経費にかかる事業に対して、2つに分けて積算をさせていただきます。

この表の下段の方に記載してあるように、県の上乗せ分は補助対象経費から国・  
県ルール分ですけれども、5分の2の補助を差し引いた額の3分の1以内を想定して  
数字を挙げてございます。補助対象分のうち、関係市町の負担については補助対象  
経費分から国・県補助を差し引いた額の10分の9以内として算出をしてございま  
す。また、補助対象外、表においては事業者単  
独分ということで記載してございますけれども、関係市町の負担割合は事業者  
単  
独経費の10分の9以内ということで算出をさせていただきますことを踏まえ  
まして、質問の負担割合図表の金額は次のとおりでございます。

国の5分の2は1億5,650万、県の5分の2は同じく1億5,650万、事業者負担の  
ところ  
ですけれども、521万7,000円、県の上乗せ分が2,608万3,000円、関係市町、  
事業者分5,216万7,000円、下段にい  
きまして、関係市町が4,695万円、事業者の10分の1のところ  
ですけれども

も、521万7,000円、事業者単独経費の括弧のところは3,367万円、関係市町分が3,030万3,000円、10分の1が336万7,000円です。

それから、国や中電への支援の働きかけの関係ですけれども、つけ増し分といいますか、それについては特に支援の働きはしておりません。

続きまして、下長尾集会所トイレ改修工事の関係ですけれども、大規模、小規模の規定はということでございますが、根拠規定は川根本町コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱、川根本町コミュニティ施設整備事業費補助金交付取扱要領であります。交付要綱で補助の対象及び補助額の規定を設けて増改築、補修は大規模なものは当該事業に要する経費の10分の9以内、大規模でないものは当該事業に要する経費の2分の1以内という補助率が規定されております。この補助金交付取扱要領におきまして、わかりやすくするために大規模なもの、10分の9以内補助ということで以下のとおりでございます。

屋根のふきかえ、塗装、これは屋根が全面対象、原則原状復旧でございます。同じく、浄化槽の修繕、配管及び槽内の修繕、外壁・内壁の張りかえ、原則原状復旧を目指した施工方法によるものでございます。床板の張りかえ、耐震補強改修工事、これにつきましては、担当課の方と検討が必要だと思っております。

大規模でないもの、2分の1内の補助ということで、以下のとおりです。

建物増改築工事、利便性向上を目的とした工事、浄化槽などの処理能力向上を目的とした取りかえ、台所、トイレなどの改築工事としております。

それともう一つ、福祉的なトイレ改修は町がやるべきではの質問でございますけれども、基本的には先ほど言ったように取扱要領を根拠にしております。御承知のとおり、合併前の2町での建物の所有が違っておりましたので、合併時に統一を図ったところであります。旧本川根地区は地区の所有であり、新設3分の1負担、修繕はすべて2分の1負担で実施してきております。その均衡を保つためにも、町で高率補助を出すことは旧2町間の公平性、各施設間の公平性を損なうこととなりますので現在の要綱を作成したものであります。

もう1点でございますけれども、バリアフリー化は重要なことでありますけれども、現在の各地区の施設のバリアフリー化を考えていきますと、玄関、スロープなども該当してきます。すべてを町で高率補助し、35地区すべてのバリアフリー化をすることは現在の状況では財政的に困難であります。全くゼロの支援ではなく、2分の1の支援をしていくことで御理解をいただき、地区コミュニティの拠点である集会施設を地域の皆様で維持・管理願いたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほどの御質疑に対しましてお答えさせていただきます。

12ページの3款1項8目の件でございますが、当初予算には15万7,000円を計上させていただきましたが、これにつきましてはバージョンアップ分の保守点検委託料というこ

とで計上したんですけれども、今回、制度改正がありましてシステムの改修が必要となりました。内容につきましては、高額医療費の支給決定通知書の作成や保険者別の医療費通知の作成等に必要データの読み込みの変更が新たに出てきました改修委託料でございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） 3款1項9目介護保険費23節における国県支出金等返還金269万3,000円についてお答えいたします。

これは、平成17年度に歳入しました一般会計の社会福祉法人等が行う介護保険低所得者利用の負担額の軽減及び減免措置に対する町・県の行っている補助金、これに対する県補助金の概算交付受入済額637万3,000円から実績に基づく受け入れをする額369万9,000円、この差額267万4,000円を返還するものであります。同様に、平成17年度のケアマネジメントリーダー活動支援事業費補助金の差額2万円を合わせ返還するものであります。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ちょっと全部終わったかがよくわからなかったです。

まず、一番気になる場所ですけれども、下長尾集会所のトイレの改修工事の地元負担ですけれども、こういうことが要綱に基づいてやっているんだというんですけれども、私はその条例をつくるときにこの要綱おかしいよというふうに言っております。覚えていらっしゃるかどうかわかりません。小規模修繕の場合には二百何十万だかを限度とするとか、大規模の場合は四百何十万が限度とか、今ちょっとメモしてこなかったから正確には言えませんが、じゃ小規模修繕で仮に200万円の小規模修繕やったときの2分の1の負担は100万円ですよ。大規模修繕、もし400万の大規模修繕をやると、500万でもいいですね、500万円やると10分の1で50万円ですよ、地元負担が。

そういうふうの小規模修繕だということでしたら100万円の負担になったけれども、それがもし大規模修繕ならば10分の1でいいんだよと。そのところの基準が先ほど言われた修理の内容だけで分けるんだとしたら、結局、じゃ大規模修繕にしてもらわないと本当に出せないねということで、地元も修理がなかなか進まないだろうし、大規模になるまで我慢していきましょうと、そういうことにもなりかねないわけで、非常にあいまいな規定の仕方だと思うんです。大規模なら10分の1、小規模なら2分の1でどちらも10分の1というんならまだわかるんですけれども、小規模だから半分出さないというのは、これは本当にひどい話だなと思います。

今回も地元負担72万5,000円です。本当に地元の人たちはどうやってひねり出すのかと私は大変心配したわけなんですけれども、全協でも地元から地元負担があってもそれは覚悟というか、了解した上での要望が出されているんだということで要望書をみんなに配られましたけれども、それを見ると確かに工事の要望は書いてあるけれども、地元負担のところは何も書

いていないですよ。1文字も書かれていません、地元負担をどうするかということは。本当に地元の人たちがそこを自分たちもこれだけ出すからやってくださいという話し合いができていのかどうか、私はそれさえも何かいい加減な、あいまいなものだというふうに思っていました。だから、そのところをどう考えるのか、もう一度答弁をいただきたいと思いません。

それから、町の福祉事業としてこういうバリアフリー化を全地区、35地区やればすべての地区にやるととても現在の町の財政状況ではもたないという、本当に単純な答弁がされたわけですがけれども、私は使うところ、どこにお金を使うかの問題だと思うんです。だれを守るのか。もし仮に一遍にこの35地区をバリアフリーのトイレにする必要があるかどうかもわからないのに、簡単にそんなことを全部にやったらとてもやれませんよと。そうじゃなくて、やっぱりきちんと物を言うべきだと思いますし、仮に35地区すべてにやって、幾らになるからとてもやれませんよというふうに計算されたのかどうか。

今回の支出の中で、例えば5,000万円の地域振興基金の一般財源を充てたり、1億2,300万円の大鉄の支援、これは必要だということで町長が認めてきているわけですがけれども、どの町よりも、財政規模の大きな島田市よりもたくさんの負担をしますよという約束をしているわけですがけれども、そういうことと比べて本当にこっちの方がやれないことなのかどうか。私はとてもそういうふうには思えませんので、必要と考えるかどうか、何を必要と考えるかどうかの行政の姿勢じゃないかと思います。こういうことがあるから私はさっきも地域振興基金に賛成ができなかったわけですがけれども、非常にここの計算をちゃんとやった上で財政では対応できないと言われたのかどうか、このところをもう一度再質問いたします。

それから、老人医療費のところの高額医療支給処理システム、先ほど最初の質問でかなりきつい言葉を使ったんですけれども、やはりこれはお年寄りの人たちに、あなたはこれだけ医療費がかかりましたよという通知をするシステムですよ。今回、なぜシステムを改修することになったかということ、老人医療費の本人の負担が変わったわけです、引き上げられた。それで、例えばホテルコストとか入院している人の居住費、食費が本人負担になったとか、窓口の1割負担が2割になった、高額所得者は3割になる、そういうものがあるからこのシステム改修をするわけで、私はやっぱりきちんと説明をすべきだと思います。そのくらいみんなわかっている、それで納得していらっしゃるとしたら、またそれはそれで重大な問題だと私は思うんですけれども、きちんとやっぱり議会というのは行政から説明を、わかることは説明をしてもらって、わからないことについては再度確認をするというふうにしてやっていくべきものだと思いますので、ぜひ説明責任をもっと全協のところで行っていただきたいなと思います。

それから、臨時財政対策債で2,000万円の増額補正になっていて、2億7,000万円限度額があるんだけれども、借りられるんだけれども、今回、2,000万増額して2億6,000万を借りるようにするんだということで、一般財源ですという答えだったんですけれども、もちろん交

付税のかわりに、全く100%交付税のかわりを果たす借り入れで、これほど有利なものはないと思うんですけれども、100%が交付税措置されるから本当に有利な借り入れだけでも、本来だったら交付税で交付すべきものを臨時財政対策債、地方の借金に、国がやるのではなくて地方に借金をさせようということをつくられたものですが、これがどこに充てられるんですかと聞きましたら、一般財源の足りないところに使うんですということだったんですけれども、私は主に入れるところが今回の補正だから、数字を決めて上げているんだからあるだろうと思うんです。主にどこに充てるのか、そこのお答えをお願いいたします。

それから、大鉄の支援については、この前、私1回目の質問で2度目の支援はないというふなことをどこかで聞いた覚えがあると思ってちょっと資料を見ましたら、県の方で知事さんが何かそういうふうに言われたようなメモがちょっとあったんですけれども、板谷議員の質問に答えてあって、町長は先ほどは今後も別枠でそういう緊急の場合が起きたら対応しなければならないし、国や県へも働きかけていくということで、こうなると町も支援をしていかなければいけない。覚悟の上の、本当に大鉄を存続するということでの支援だということで、私はただただ支援のお金を出していくんじゃないで、大鉄をどうしていくのかという見通しが必要だと思うんですけれども、中電や国への再度の働きかけはしていないと言われますし、大鉄を利用した計画、住民の人たちにもっと使ってもらおうという計画、そういうものもあっていいと思うんです。例えばこれだけのお金を出すんだから、例えば住民の人たちが使いやすくなるように割引券を出されて、もっと気軽に使えるようになるとか、そういうふうなことは考えていらっしゃらないのか、大鉄に働きかける気がないかどうかお伺いします。

それから、負担割合が1億2,300万というふうに、合併する前の枠で負担割合を決めたということですが、話をしたのはことしの7月ごろこれをやったのではないのでしょうか、そのときの話し合いでも、なぜ旧のどというふうになったのか、そのところの説明をお願いいたします。

旧の枠組みで、均等割は2町分持つよとか、先ほど聞きました利用者割の数というのも各駅で乗った人ですか、降りた人ですか、利用者の数というんですけれども、どちらかよくわかりませんが、本当にその数を本来ならきちんと示していただきたいし、島田は入っていないのかなと、金谷駅、新金谷駅、あそこら辺からして入っていないのか、大鉄に乗ろうと思って島田駅におりた人だっているだろうになとか思いながら聞いていましたけれども、こういう利用者割を設けた理由、話し合いの状況をちょっと、どういうふうな話し合いでこういう、当町が大きな負担になるような負担割合を了解しなければならないようなことになったのか、その話し合いの状況を少しリアルに説明をしていただきたいと思います。

それから、ちょっと課長の答えがちょっと間違っていないかと思うのは、負担割合の図表のパーツの金額ですが、一番上のところ、国が5分の2、県が5分の2、それで事業者負担5分の1のところを521万7,000円と言われたんじゃないかと思うんですけれども、

これは明らかに違うんじゃないかと思います。もう一度、確認をした答弁をお願いいたします。

一応、2回目それで。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 冒頭の区の集会所のことについてでありますけれども、基本的にはさまざまな制度があって、今回、合併によって制度を統一した経緯がございます。集会所というのは、基本的には区の事業あるいは地区のさまざまな事業に区独自の使用というのも想定しておりますので、今後、その改修等も区の意向と受けて行っております。したがって、やはり応分の負担をいただくのが大切なことではないかというふうに思っております。

当然、同じ修繕あるいは大規模修繕というのは経費から見て、また金額的にもそうした補助率というのが必要であろうし、また小規模修繕というのは、例えば面積を広げるあるいは内容を変える、あるいはバリアフリー化する、それぞれ区の要望事項によって区民の方々が使いやすいというものを想定して提案されますので、やはり区の方も応分の負担をしていただきたいというふうに考えております。

大鉄の再建に関して、今回の再建というのは平成16年6月の家山付近での脱線事故から発生しております。その後、中部運輸局より指示を受けて今回の緊急整備保全事業がスタートしております。当時は榛北4町でそれに対応しておりましたので、そのときの負担割合というのを継続しております。当然、その後合併等がございまして今の1市2町にいきますので、そうした合併の経緯を踏まえたらというような御意見と思えますけれども、やはり当時スタートしたときの、あるいは合併して若干大井川鉄道とのかかわりに濃淡がございますので、そのときの負担割合を使うのがこの支援制度を維持し、あるいは連携ができる1つの方策かと考え、私はこの方針をとっております。

議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

企画環境課長（森下睦夫君） 記憶の新しいところから大鉄の事業者負担ということで521万7,000円と私が言いましたけれども、これは皆様に既にお分けいたしました財政支援の年度別計画というのがございます。その中で、この計算につきましては補助対象分と事業者単独分といいますか、補助対象外という事業を分けてございます。先ほど521万7,000円と言ったのは、補助対象経費の事業分の中で国・県・関係市町分がそれぞれ計算して出されるわけですが、その10分の1ということで算出された金額を521万7,000円ということでは申しました。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（山本眞一君） それでは、先ほどの臨時財政対策債の再質問に対してお答えをいたします。

先ほどもお答えしましたように、特定をしてこの事業に充当したという財源調整はしておりません。補正予算書の歳出の説明欄をごらんいただいてもおわかりのとおり、財源内訳の

中の特定財源の中には含まれておりませんので、あくまでも今回、補正による財源の不足額に臨時財政対策債を2,000万円増額して対応したということで御理解をいただきたいと思いますが、この補正予算の編成につきまして、いま一つ理解できないということでありましたら、課の方へお立ち寄りいただければ詳しい説明をさせていただきたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほどの再質問のときに制度改正の内容について説明がないという御指摘でございましたので御説明させていただきますが、既に鈴木議員の質疑の中にお話があったとおりでございます。今回の老人保健の一部改正につきましては主なポイントとしまして3点が挙げられます。高齢者の自己負担が見直しされたということと食費や居住費の負担の見直し、また医療費の自己負担の限度額の引き上げということでございます。詳しくはまた後ほど御説明させていただきますけれども、それらの改正に伴いましてシステムを変更させていただくということになりました。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 企画環境課長。

企画環境課長（森下睦夫君） 大変失礼いたしました。先ほどの負担割合図表の関係で見ますと、確かに521万7,000円というのは間違いでございます。県の上乗せ分2,608万3,000円と関係市町の事業者分の5,216万7,000円を足すと7,825万でございます。すみませんでした。

それから、たくさん御質問をいただきましたけれども、負担割合が適正かどうかというふうな計の話であったと思いますけれども、これはいつも申しておりますとおり、旧中と旧本川根の集会所の整備の関係でございますけれども、それを均等化するための方法ということで10分の9、2分の1というような方法をとらせていただいております。

ただ、他市町村においては全然補助をしていないところもあります。3分の1とか、そういうようなことで割合についてはそれぞれいろいろのお考えがあるかと思うんですけれども、この合併時に今の状況を御理解いただく中での負担割合ということでお願いした経緯があるかと思えます。

それからもう1つ、下長尾集会所の地元負担の調達ということ、大変ではないかということなんですけれども、一応、整備につきましては区の方と現状の負担割合のお話をし、この2分の1になりますよというお話をしました。その中で、今年度実施できるかどうかということも当然区の中でお話し合いをいただくことがありまして、今回の場合はあるお方の寄附があるようなことで実施をするというふうなことで事業をやりたいと、こういうようなことで地元負担についてはそういうような形で調達できるというようなことで、今回の事業については聞いております。

それから、大鉄の負担割合の中で利用者割の関係でありますけれども、これは先ほど言ったように、平成15年度の乗降客ということで聞いてございます。このときに利用者割を算定した基準でございますけれども、合計では154万4,827人という全体でございます。旧金谷

町については56万4,346人、それが36.53%です。川根町につきましては、29万9,920人ということで19.42%というパーセンテージ、川根本町におきましては旧中川根分が28万7,078人で18.58%、旧本川根町分としては39万3,483人、25.47%ということで、川根本町としては44.05%の利用者人数が68万561人という数字、利用者割を当てはめて計算をさせていただきました。

一応、以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一般会計補正予算に反対の立場から討論をいたします。

反対ということを行うのは非常に勇気が要るというか苦しいわけですが、行政だって今の答弁を聞いていると本当に時間をかけて調べて、答弁を聞く前にも調べたわけですが、本当に一生懸命答えてくださるし、それに対して正面からこういう形で反対討論をするというのは非常に苦しいわけですが、でもやはり言わなければいけない、責任が持てないと思って言わせていただきます。

まず、第一にこの今回の補正予算ですが、一目見て住民に対して町長がふだん、この間ずっと厳しい厳しいということを町政懇談会などでも連発してきたわけですが、そう言いながらたまたまの答弁の中にも幾つかありましたけれども、住民負担を求めるといふことは何か行政として当然の行為のように考えているのではないかと。そういうふうなサービスには負担がつきものだといふふうな考えに立った行政をやっているのではないかと感じるものです。

緊急課題である、何回も繰り返しますが、子育て支援に対してはこれといった、今度30万が35万に出産育児手当が上がるという、あるいは子育て優待カードですか、そういうのが行政は1円も出さないでというか、出さないからだめということではなくて、そういうものが非常に喜ばれているというのは、私も実際目の前で買物しているお母さんを見ましたので、いい結果になっているといふふうに思っていますけれども、本当に一生懸命子育てをしている若いお父さん、お母さんたちに対する支援が今頑張らないとこの町は一体これからどうなるんだろうというときに、こんな補正予算を組んでいて私は本当にいいのかと疑問を感じてしまいます。これは、ひとえに町長の姿勢だろうとしか思えません。住民の要望には圧縮が先ということで、町長の姿勢があらわれている補正予算だと思います。

マスコミなどでもずっとこの間地方交付税は減る、減る、減らされる、あるいはなくなってしまうような宣伝までされてきたわけですが、この間全国の自治体の首長さん、議

会の議長さんたちが大きな抵抗運動を行って、町長が先日言われましたように、昨年に続いて、ことしも昨年よりも少し増えたという形で見通しが立っていますけれども、出されていますけれども、今回の補正予算にもこれで全額ではなくて特調が残っていますけれども、2億3,532万4,000円という大きなお金が計上されています。

地方交付税というのは一般財源だから、確かに何にでも自由に使えるお金です。臨時財政対策債と同じで確かにそうです。でも、基本の理念は、地方交付税を守れといった理念は憲法第25条の「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す」という、この憲法の第25条を守るためには財政力の小さな自治体、面積は広くて、山とか自然、畑とか、国民に与える貢献度は大きいにもかかわらず、住んでいる人が少ない、そういう厳しい自治体を守っていくことが必要だということで交付税は、さっき委員会でも言いましたけれども、基準財政需要額、最低限ぎりぎりに詰められた基準財政需要額から収入額を引いた残りが、足りない分が交付されるわけで、私はとても私たちの町みたいな小さいところで節約をして貯金をする、それはすばらしい考え方ですけれども、そんなに簡単にできるものではないと思うんですね。

それが今回の補正予算でも2億3,500万円の地方交付税がどこに消えたかということ、まず第一には基金の繰り入れを取りやめた。1億7,200万円取りやめて繰り戻すというか、やらないことにしている。それからもう1つは、地域振興基金創設に5,000万円という大変なお金が使われる、これが将来に向けての財政を守っていくための必要な基金なんだと。確かに、そういう面も私は否定しません。本当にそれが住民のために使われるという保障があれば、私はもる手を挙げて大賛成をします。でも、今の状態、状況を見ているととてもその賛成をする責任を負うことはできません。

そういう中で今回の補正予算が出てきているわけですけれども、こうやってあと残り1,500万円ぐらい、2億3,500万円から残るわけですけれども、これも臨時財政対策債の2,000万円の借り入れ、課長はどこに使われるかは一般財源だから、広く財源が不足するところに充てるんだと言われましたけれども、結局はこの補正予算で見れば、大鉄の支援の3,693万1,000円にこの臨時財政対策債と地方交付税の残りの1億5,000万円、これがちょうどぴったり入るし、ほかにこれといって住民のために使わなければならないお金が出されている大きなところはないというふうに思われる補正予算です。

大鉄の支援なんですけれども、これもこの地域にとっては非常に大切なこと、課題であるわけです。本当に苦しい大きな課題なんですけれども、必要なこういう支援をやることに對して国や中電への要望、働きかけの努力というか、それが本当にぎりぎりやられているとは思えない。そういう短い中での答弁だけで言うてはいけないのかもしれませんが、本当に私たちも一緒になって国とか中電に対して、もっとこの町としてこういう支援をしてほしい、大鉄を存続させるにはこういう活用法もあるだろうということを働きかけていかなければいけないことで、議会もそういう取り組みがまだまだ課題をしっかりと受けとめていな

い中で、私たちの町が財政力の何倍もある島田市よりも倍近い負担額を引き受けてくる。利用度とか何とか大鉄の存続の重みとかを考えると、確かにうちの町にとっては重要なものですけれども、だからといって財政力を無視した負担割合を受けてくるほど私たちの町がそんなにお金があるのかということをお私には言わなければならないと思います。議会はそういうことを言うことによって行政にもっと厳しい対応、厳しいことを要求することによってやっぱり行政がこれではいけないというふうになっていくんだらうと思うんです。そういうところはあいまいにいいよいいよと言っていてはいけないと私は思いますので、今、反対討論の中に入れていきます。

質疑で非常にしつこく繰り返したんですけれども、住民に対する負担増、具体的に新たな負担増が明らかに出てきました。下長尾集会所の身障者用のトイレをつくりたいと、多分、下長尾の人たち、住民にとっては緊急の課題だったんだらうと思います。それに対して、町が半分の負担を求める。私はこれが当たり前だという考え方、公平な負担をしてもらうのが当然、応分の負担を充てるのが当たり前というふうな考え方というのは、私は住民を守ることが第一にあるべき行政にとって姿勢が違うんじゃないかと思います。

町長は合併するとき、合併に当たり私はサービスは高い方に、負担は低い方に、そこからスタートをさせてくださいと何回もお願いしました。負担は低い方に、サービスは高い方に、それで初めて合併をしたことによって両方の町民が合併によって悪くならない、合併によってこれからよくなっていくんだという希望が持てるはずだと。国も今回の合併をそういうふうに、負担は低い方に、サービスは高い方に、だから10年間は財政支援をしますよと、そういうあめとむちをぶら下げながら進めてきた合併だと思うんです。

ところが、それに対しても町長は最初から負担は上げないということは約束できない、最低限の必要な負担はお願いすると言って、サービスはただ後退させないということ、これは何回も約束してきました。だったら、今度の集会所の地元負担、新たな負担が出たということは、旧中川根地域の住民にとっては、これは負担増というだけではなくてサービスの後退につながるわけです。使いたくてもなかなか、使用料がつくられたり、今までのように気楽に使うことができない、気軽に使うことができない。活発に使うことができない要素を持ち込んでしまったということで、私はサービスの後退をさせないと約束した町長の公約違反だと思います。

それで、地域の集会所というのは本当に地域の住民の人たちが活発に活動を約束する、保障するものであって、助け合いや連携の場として地元負担なしで旧中川根町では建てたし、その後もずっと維持管理をしてきたわけですから、それを急にぐらっと変えてしまうということがどんなに住民にとって、負担増をやっている、サービス後退になるんじゃないかということにつながるというものであることを私はしっかりと認識すべきだと思います。

しかも、先ほども言いましたけれども、小規模修繕は2分の1の負担、大規模修繕は10分の1というふうな取り決めを地元負担を求めるというふうに取り決めてありますけれども、

本当に大規模になるか小規模になるかということで、小規模の修繕だからと思っていたら大規模修繕よりもたくさんの負担をしなければならないということが十分に考えられるような取り決めは、これは矛盾していて、もう一度きちんと見直しをすべきだと思います。

それともう一つは、質疑でも言いましたけれども、今回のトイレの改修はただ壊れたから改修するというのではなくて、本当にすべての住民、障害を持っている人たちも同じように地域の活動に参加できるようにするための改修の要望なんですから、それは町の福祉事業としてやるべきで、課長から35地区全部やると財政がもたないというふうに言われましたけれども、私は今回の補正予算を見ていても決してそんなことはない。もし35地区、150万でやったら幾らになるのか、6,000万か7,000万くらいではないかと私は計算機がないからわかりませんが、とてもやれない。しかも、一遍にやれというふうにはならないでしょうし、それは町がそういう方針を示してこれから徐々にやっていきますよと、旧中川根町で集会所をずっと1つずつ整備していったようにきちんとやっていけばいいことで、必要なところからやるべきことだと、町の責任でやるべきことだと思います。

老人医療費のところでは課長から先ほど答弁で説明がありましたけれども、今度のシステム改修の目的というか中身は、必要性が生じた理由は老人の人たちに大きな負担増を求める改正というか、医療改正が行われた結果のシステム改修で、これに対して町の一般財源も使わなければならないということにも私は到底賛成をしかねるものです。

それから、林道費で重機の借り上げに500万の追加補正が出ていたわけですが、これは質疑をしませんでしたけれども、当初予算で1,372万7,000円出ていて、合わせると1,800万以上超すわけです。説明を聞きましたら、整備したほとんどの林道がことしは集中豪雨が多かった。集中雨というんですか、豪雨までいくかどうかわかりませんが、崩土や路肩の決壊が起きて、こういう重機に出動してもらうことが非常に多くなったということで、私は多額のお金をかけて林道整備してきた、道幅を広げ、舗装をしてといった、そういうことがあるいは裏目に出ているのではないかと、中身はちゃんと聞いていませんけれども、そう思えて仕方がないものです。

町民の人たちにとってはほんのわずかですけれども、評価できる部分もあります。住民のための対策、鳥インフルエンザへの備蓄あるいはヒロヲ地区の茶園改植組合の補助金を850万円つけて、地元の人たちが、組合の人たちが2分の1の補助が来たことで、それで自分たちで改植、植えかえをやれば少しは日当も入るというのも聞きましたから、こういうことは大いに頑張っていたいただきたいと思うし、今回の補正予算の中では評価できることだと思うんですけれども、住民の要望にこたえて住民の暮らしを支援し、励ます立場に立って計上された補正予算とは到底言いがたいということを指摘いたしまして、賛成できないことを明らかにして反対討論とします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 13番、中澤。

私は、議案第81号、平成18年度川根本町一般会計補正予算に賛成の立場から討論いたします。

今回の補正は、国・県の交付金または補助金の決定による財政更正の精算によるものが主でございます。地方交付金の2億3,753万の増額による適正な財政更正をするものが主であり、地域振興基金の設定に伴う町債の増額、また地域振興基金の不足の一般財源からの5,000万の持ち出し、手当、これらが補正予算の主なものであります。その他は、個々の課目に応じて的確に対応してあります。

私は、この補正予算が適正であると考えます。よって、私は議案第81号、川根本町一般会計補正予算に賛成し、賛成討論といたします。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから議案第81号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、議案第81号、平成18年度川根本町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第82号 平成18年度川根本町国民健康保険事業 特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤公敏君） 日程第13、議案第82号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第82号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,331万7,000円としたいものです。これは、出産育児一時金の支給額の改正、高額療養費に関する制度改正等に伴う補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細、国保7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は34万7,000円の増額です。これは制度改正に伴う高額療養費支給処理システム改修経費について増額をお願いするものです。

第2款保険給付費、第4項出産育児諸費は60万円の増額です。出産育児一時金について、10月1日から改正することに伴い、必要となる額を計上するものです。

第5款第1項共同事業拠出金は4,064万3,000円の増額です。高額医療費拠出金については、今年度の概算所要額に合わせ180万9,000円の増額と、保険財政共同安定化事業拠出金について、制度改正により新設されたことに伴い、3,883万4,000円を計上するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は45万2,000円の増額です。

第5款県支出金、第1項県負担金は45万2,000円の増額です。

それぞれ高額医療費共同事業拠出金の財源として計上するものです。

第6款第1項共同事業交付金は3,973万9,000円の増額です。高額医療費共同事業拠出金の財源として高額医療費共同事業交付金を90万5,000円、制度が新設される保険財政共同安定化事業拠出金の財源として保険財政共同安定化事業交付金3,883万4,000円、それぞれ計上するものです。

第8款繰入金、第1項一般会計繰入金は74万7,000円の増額です。出産育児一時金の増額に伴い、3分の2相当額である40万円を出産育児一時金繰入金として、高額療養費支給処理システム改修費である34万7,000円を事務費等繰入金として増額するものです。

第2項基金繰入金は20万円の増額です。今回の出産育児一時金の補正に伴う財源の調整として保険給付費等支払準備基金繰入金で対応したく計上するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 高額医療費共同事業負担金が国・県支払共同事業交付金の部分で支出が出てきているわけですが、国が4分の1、県が4分の1、共同事業2分の1と交付されて、それから今度、歳出の方で拠出する拠出金が出ていて、それが同じ金額になっているわけですね、この補正予算で。もう1つは、保険財政共同安定化事業交付金というので、レセプト1件30万円以上、先ほど言いましたのは70万が80万円に引き上げられた高額医療費の部分ですけれども、その2つが出てくるわけですが、さきの方の高額医療費共同事業負担金と交付金、それから拠出金、出と入りが同じ額になるということで、18年度では交付金と拠出金がこのまま同じ推移でいくのかどうか。

それから、対象の医療費が70万円から80万円に高額医療共同事業の方では引き上げられたということで、当然、そこは減るのかと思うんですが、今回、増額の補正になっているのはなぜかを伺います。同額でいくんですかというのは、去年、17年度の決算書をもらっ

たものですから、うっかりして後期の分だけしか見なかったものですからちょっとあいまいなのかもしれませんけれども、拠出金の方が多くて交付金が少なくなっているかなと思って、ちょっと見通しを知りたくて質問をしました。

それから、後の方のレセプト30万以上のものについて新たにつくる保険財政共同安定化事業交付金と拠出金ですけれども、今回、3,800万ちょっと、これも同額で出ているんですけども、これも実際の見込みはどのようになるのか。同額になるような制度なのか、それとも違って、こういうふうな見込みをしていますというのがあるのかどうか、そのところ2点、お尋ねいたします。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの質疑に対しましてお答えさせていただきます。

大きく分けますと3点かと考えております。まず第1点目でございますが、平成18年度予算では交付額というんですか、交付金と県・国の共同事業の負担金を合わせた金額が拠出金と同じなのかどうか、今後の見通しはどうかというのが第1点かと思っておりますけれども、それにつきましては、今の段階では同額と考えておまして予算計上してございます。今回の補正においても同額として計上させていただきます。

それに関連しまして、高額療養費の17年度の決算のことのお話があったと思っておりますけれども、17年度決算はまた審査していただくわけですけれども、17年度におきましては若干交付金が多く交付される予定と考えられます。

次に2点目でございますが、対象額が70万から80万に上がったのに増額の補正とはどうしてですか、原因は何ですかということだと思いますけれども、それにつきましては今回の補正の内容が過去3カ年の当町の拠出対象額が全体に占める拠出対象額の比率で計算されまして、その負担割合が増えたためでございます。したがって、数字的にあらわしますと負担割合が当初よりも0.0080増えたために、今回この補正に計上させていただきます。

次に3点目でございますが、新たな制度改正によりまして共同事業安定化事業が創設されるわけですけれども、交付金と拠出金が同額で計上されているのは大丈夫なのか、今後の見通しはどうかということでございますが、これにつきましては県の現在までの財政上、財源がまだ未確定であるということで、とりあえず100%計上しなさいよという御指導がありまして、今回、補正を100%計上させていただいているわけですけれども、実際には本来なら持ち出しはないはずなんですけれども、共同安定交付金のみで賄えない場合には、これはまだ未定でございますが、特別調整交付金か普通調整交付金で振り分けられる可能性があるというようなことも現在言っております。ただ、これも未確定でございまして、事務担当の方にも正式な内容は来ておりません。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 増額、対象が70万から80万に上がったのに、増えた理由は負担割合が0.008%増えたためだということですが、ということは当町の高額療養費ということですか、その部分が高額の患者が増えたということなんでしょうか。

それともう1点は、保険財政共同安定化事業の交付金を同額にしているのは、県の方が100%計上するようという指示がまだ未確定だから上げておくようという指示があったということですが、この100%というのは何の100%なのかお聞きいたします。

2つです。

議長（佐藤公敏君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 説明が不足で申し訳ありません。

まず、第1点の方のレセプト30万以上のものについての保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金、これに対しまして、失礼、70万から80万に上がった件につきましてですが、これにつきましては、実際には70万から80万以上になったことに対して、当町におきましては7件ほど減る数字になります。

先ほど、2回目の御質疑の内容に費用額が増えたのかということですが、まさしくそのとおりでございまして、平成14年、15年、16年度の当町における基準拠出額というのがあるわけですが、その過去3カ年の数字の対照でございますので、例えば16年度だけを比較しますと伸びております。この伸びは何かということを精査してみないとわからないですが、恐らくその年に急に上がったということになりますと、例えば心臓病とか特定疾病みたいなもの、心臓病とか脳の病気の患者さんが急激に、1件でもふえればそのくらい、1,000万近く伸びてくるとか、そういうようなことも考えられますので、恐らくその伸びじゃないかということですので、鈴木議員がおっしゃった内容で間違いないと思います。

それから2点目でございますが、2点目につきましては100%というのは何なのかということですが、これは交付金と拠出金と同じという意味でございまして、大変申し訳ありません、説明不足で。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありますか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 何か核心に近づいてきたわけですが、本当に高額療養費が、1件高額が増えれば1,000万ぐらい増えるよという話ですが、そういうことはなかなかないでしょうけれども、高額が増えているということは、やっぱりこれは予防対策、町の保健活動、そういうものもやはり強化をしていかなければいけない問題だと思うんです。

重症化を防ぐ、早め早めに早期発見、早期治療ということで、どうしてもお年寄り、年をとっていくと特にそうですけれども、不安が大きくてなかなか自分1人では行動するのが思いやられるようなお宅にも、元気なお年寄りの人たちはうちの町ではどんどん自分から自発的にいろんな事業に、活動に参加されていて、本当に県下でも健康一番みたいな町なんです。

けれども、そういう中でもやはりまだ参加されない、閉じこもっていらっしやる、引きこもっていらっしやる方たちもいらっしやるし、交通の便が悪くて行きたくても行けないという人たちもいらっしやる。

そういう中では、やっぱり行政がそういう人たちにどうやって日常の訪問相談活動を進めていくのか、取り組んでいくのか。そのためには、やはりこれから決算審査をやるんですけども、必要な人材を確保する、予算を配分していく、こういうことが絶対私は必要だと思うんですけども、そのことによって少しお金が増えても、私は早期発見、早期治療を進めていけば長い時間を見ればきっとかかる経費は少なくなっていくだろうし、住民の人たちも本当にこの町でよかったというふうな町になると思いますので、町長にそういう考えがあたりかどうか、どれくらいの考えを持っておられるのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ちょっと質疑とずれていると思いますけれども、基本的にはこうした介護予防あるいは高齢者の健康維持、特に今後課題となる成人病予防の対策というのは単なる財政の硬直化を防ぐという意味ではなく、健やかに健康で生きるためにという視点から積極的に進めていかなきゃならぬと思っております。

また、現在の健康福祉関係の分野での需要の増大に対する人力的な確保というのは、やはり当然、行政としてしていかなければならないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第82号、平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第83号 平成18年度川根本町介護保険事業特別  
会計補正予算(第2号)

議長(佐藤公敏君) 日程第14、議案第83号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第83号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,322万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,598万6,000円としたいものです。これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計繰入金について精算するための補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護6ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、財源更正です。今回の補正財源に不足が生じることから、介護給付費準備基金繰入金を充当するものです。

第7款諸支出金、第1項繰出金は351万4,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計繰入金の精算です。

第2項償還金及び還付加算金は971万4,000円の増額です。これも前年度の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金をそれぞれ返還するためのものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第8款繰入金、第2項基金繰入金は378万7,000円の増額です。今回の補正財源として介護給付費準備基金繰入金の増額をお願いするものです。

第9款第1項繰越金は944万1,000円の増額です。前年度歳計剰余金です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 1点だけお聞きします。一般会計繰出金や国・県支出金返還などが出ているんですけども、前年度の精算ということで、要するにもらい過ぎたというか返還するわけですけども、なぜこういう返還が起きたのか大まかな理由を教えてください。

議長(佐藤公敏君) 健康増進課長。

健康増進課長(小坂泰夫君) ただいまの御質問にお答えをいたします。

介護保険の保険給付費につきましては、その歳入といたしまして国支出金、それから支払基金交付金、県支出金、それから町の繰入金、また保険料、それぞれが定められた基準額によってなされるわけでありまして、概算交付につきましては給付の見通し等の中で概算交付がされてくるわけでありまして、比較的に申しますと、この基準額、予測見込額より多く歳入をされてくる例が多いわけでありまして、これは概算による納入額ということになりまして、最終的に保険給付額が決定した段階でそれぞれの交付率に合わせて調整をさせていただくと。その調整額が今回におきましては、概算交付と精算との差額が返還金になったということでございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 単純な質問ですけれども、ということはサービスをこれだけ必要だと計画していたものが、例えば本来なら利用するであつたらう要介護者がちょっと負担が重いからやめたとか、そういうサービスを減らしたということで見込みのサービス料に到達しなくて返還が起きたというのではなくて、給付の見通しに対して国や県、一般会計も不足を生じたら大変だということで見込みより多く交付をしてくるという、そういう中で今回、精算によって返還が起きたんだと、そういうことでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（小坂泰夫君） ただいまの御質問ですけれども、給付における差し控えがあるのではないかとというような御質問でありますけれども、この標準給付につきましては、議員御承知のとおり、介護保険事業計画の中、いわゆる3カ年の事業計画の中で給付額等を各計画の中に定めてまいります。今回は、平成15年度から17年度の3カ年間に於いて、第2期介護保険事業計画に基づく保険の給付見込額等によって計画値を定めたものでありますけれども、実質的な計画値よりやや伸び率が高かったということ等を考えますと、やはり計画値に対して伸び率が大きかったと。そういうような傾向も持って交付の前倒しというんですか、給付される率が高かったというふうに御理解をいただきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第83号、平成18年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第84号 平成18年度川根本町簡易水道事業特別  
会計補正予算(第2号)

議長(佐藤公敏君) 日程第15、議案第84号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第84号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億268万3,000円としたいものです。

これは、2カ年計画で着手した田野口簡易水道施設整備事業の浄水場用地の取得経費と本川根区域の水道施設維持管理への必要額を計上する補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書、簡水9ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は300万円の増額です。これは、本川根区域水道維持管理費について、水道施設を良好に管理運営できるよう、維持修繕に対し迅速に対応するための経費を現在までの実績に基づき増額をお願いするものです。

第2項水道建設費は240万円の増額です。2カ年計画で今年度から着手した田野口簡易水道施設整備事業について、効率的な整備を目指し、浄水場用地を取得するための経費について計上するものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書、簡水7ページをごらんください。

第4款県支出金、第1項県補助金は44万5,000円の減額です。田野口簡易水道施設整備事業の内示額に合わせ減額するものです。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金は24万5,000円の増額です。町の繰入基準に基づき田野口簡易水道施設整備事業の10%相当額の繰り入れをお願いするものです。

第2項基金繰入金は212万1,000円の増額です。本川根区域の補正財源として不足額を基金

繰入金で対応したく、お願いするものです。

第7款第1項繰越金は87万9,000円の増額です。本川根区域分の前年度繰越金です。

第9款第1項町債は260万円の増額です。田野口簡易水道施設整備事業費に伴うものです。内容については、第2表地方債補正で説明させていただきます。

第2表、地方債補正につきましては、簡水3ページをごらんください。

過疎対策事業債を470万円増額し4,040万円に、簡易水道事業債を210万円減額し3,370万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

本来なら前もって確認をしておけばよかったですけれども、最後の議案ですので後回しになったら調べる余裕がなくなりましたから、ここで聞かせていただきます。

田野口の簡易水道の工事で土地の用地購入費が215万円、上物補償費に580万円というかなり大きな金額が補正予算で出ているわけですがけれども、この工事をやることは当初予算に工事費が出ていて、そのときになぜこういう用地購入とか上物補償とかを考えなかったのか。当初予算では全く見ていなかったと思うんですけれども、その理由は何かをお聞きいたします。

それから、580万の補償の中にいろいろなちょっとした小屋とか木とか流木とか、それから電柱の移転というのがあったんですけれども、私は一方的に中電の電柱だと思ってしまったわけですがけれども、もし中電の電柱移転だとすると、それに1本60万円ぐらいという説明でしたけれども、最近本当に忘れていたんですけれども、電柱の移転料は高いし、当町はまだまだこれから道路整備拡幅などがあるから、電柱を立てている使用料をもらわないで電柱移転をただにしてもらった方が安くつくんだと。安くつくというか、得になるんだというふうな説明を聞いたことがあるんですけれども、それはもう今では全くそういうことはなくなっているのかどうか、この点もお聞きいたします。

それから、工事請負費が528万8,000円減額になっているわけですがけれども、これは差金ではないと思うんです、契約差金では。と思うんですけれども、何なのか確認します。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山田俊男君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の土地購入費、上物補償の当初予算には計上されていないものがなぜ今回計上されたのかという御質問に対して先にお答えしますが、今回の田野口簡水の事業につきましては6月1日に国庫補助金の内示が、6月13日に県の補助金の内示がまいりました。その内示と当初予算、それから設計額等を比較した結果、当初予算には計画していなかった、当初は19年度に計画をいたしておりました浄水場の一部を発注することが可能であるというふ

うな判断をいたしました。これは、導水管あるいは送水管他の工事との工事効率をよくする、あるいは早期に完成を目指すという意味からしたものでございます。その浄水場、沈殿池の場所が民地でございますので、その民地を購入するために土地の購入費あるいはそこにございます上物物件費を計上させていただいたということでございます。

それから、電柱移転についてのお尋ねでございますが、町有地等につきましては町の道路占用料等徴収条例に基づいて占用料をいただくものでございますが、今回のこの電柱につきましては購入予定地にごさいますして民地でございますので、この電柱については占用料は入ってございません。その電柱を町有地以外のところに移設するということでございますので、そうした場合につきましては町の工事でございますので、当然、町が移転費を出すと、補償するということでございます。

それから、工事請負費の減額については先ほどちょっと触れましたが、17年度において認可申請を行ったときにおきましては、17年度の国庫補助基準に基づいて概算積算をいたしております。先ほど言いましたように、6月以降、内示がございましたので、詳細設計につきましては18年度の設計単価あるいは工事分掛をもとにいたしまして積算をいたしました結果、事業費が大幅に下がるという計算になりまして、その差額を減額補正いたしたいというものでございます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第84号、平成18年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

- 日程第16 認定第12号 平成17年度川根本町一般会計歳入歳出  
決算認定について
- 日程第17 認定第13号 平成17年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第14号 平成17年度川根本町老人保健特別会計  
歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第15号 平成17年度川根本町介護保険事業特別  
会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第16号 平成17年度川根本町簡易水道事業特別  
会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第17号 平成17年度川根本町温泉事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

議長（佐藤公敏君） 日程第16、認定第12号、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第21、認定第17号、平成17年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収入役職務代理者、小坂進君。  
収入役職務代理者（小坂 進君） それでは、認定第12号から認定第17号まで一括御説明をいたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、平成17年度川根本町一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

決算書をごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては千円単位で切り捨て、歳出につきましては千円単位で四捨五入、千円以下のものにつきましてはそのままの金額を説明いたします。

まず、平成17年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の一般の1ページをごらんいただきたいと思います。

歳入ですが、1款町税は、収入済額4億4,984万円ございました。不納欠損額は115万8,000円、収入未済額は5,050万円ございました。町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税でございました。

2款地方譲与税は収入済額8,031万8,000円ございました。所得譲与税、自動車重量譲与税、地方道路譲与税でございました。

3款利子割交付金は、収入済額190万円ございました。

4款配当割交付金は、収入済額111万9,000円ございました。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額325万5,000円ございました。

6款地方消費税交付金は、収入済額4,286万1,000円ございました。

7款自動車取得税交付金は、収入済額2,946万8,000円ございました。

8 款地方特例交付金はございませんでした。

9 款地方交付税は、収入済額10億1,664万4,000円でございます。

10款交通安全対策特別交付金は、134万9,000円でございます。

11款分担金及び負担金は、収入済額が2,593万3,000円で、収入未済額が137万3,000円出ております。

12款使用料及び手数料は、収入済額4,526万円でございます。収入未済額が96万1,000円ございました。

13款国庫支出金は、収入済額 1 億9,878万円で、負担金、補助金及び委託金でございます。

14款県支出金は、収入済額 8 億4,833万9,000円で、負担金、補助金及び委託金でございます。

15款財産収入は、収入済額3,273万円で、財産運用収入、財産売払収入でございます。収入未済額が34万7,000円出ております。

16款寄付金は、収入済額17万7,000円でございます。

17款繰入金は、収入済額 3 億3,942万3,000円で、特別会計繰入金及び基金繰入金でございます。

18款諸収入は、収入済額 5 億7,963万5,000円で、歳計剰余金、受託事業収入、雑入等であります。収入未済額が128万8,000円出ております。

19款町債は、収入済額 6 億6,290万円でございます。

歳入合計、収入済額43億5,993万4,000円、不納欠損額115万8,000円、収入未済額5,447万円でございました。

次に、歳出を御説明いたします。3ページをごらんください。

1 款議会費は、支出済額3,287万1,000円でございます。

2 款総務費は、支出済額 6 億6,539万5,000円で、総務管理費、企画費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費が主なものであります。総務管理費に630万円の翌年度繰越額がございます。

3 款民生費は、支出済額 5 億6,640万8,000円で、社会福祉費及び児童福祉費でございます。

4 款衛生費は、支出済額 3 億6,745万4,000円で、保健衛生費及び清掃費でございます。

5 款労働費は、支出済額1,000円でございます。

6 款農林水産業費は、支出済額 7 億8,361万1,000円で、農業費及び林業費でございます。林業費に4,628万1,000円の翌年度繰越額がございます。

7 款商工費は、支出済額 1 億7,995万8,000円でございます。

8 款土木費は、支出済額 3 億1,125万7,000円で、土木管理費を初め、道路橋梁費、河川費、住宅費でございます。

9款消防費は、支出済額2億756万7,000円でした。

10款教育費は、支出済額3億1,188万6,000円で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費でした。

11款災害復旧費は、支出済額1,246万5,000円でした。農林水産施設災害復旧費に628万3,000円の翌年度繰越額があります。

12款公債費は、支出済額7億9,576万円でした。

13款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計42億3,463万3,000円、翌年度繰越額5,886万4,000円、不用額は2億7,029万2,000円でした。

歳入歳出差引額は1億2,530万1,000円でした。

次に、平成17年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書の国保1ページをごらんください。

まず歳入ですが、1款国民健康保険税は、収入済額1億5,506万5,000円、収入未済額3,415万9,000円でした。

2款使用料及び手数料は、収入済額は6万円でした。

3款国庫支出金は、収入済額1億7,441万円で、国庫負担金及び補助金でした。

4款療養給付費交付金は、収入済額1億4,130万4,000円でした。

5款県支出金は、収入済額3,699万7,000円で、県負担金及び交付金でした。

6款共同事業交付金は、収入済額935万3,000円でした。

7款財産収入は6,000円でした。

8款繰入金は、6,855万8,000円で、一般会計繰入金でした。

9款諸収入は、1億3,442万3,000円で、歳計剰余金及び雑入でした。

歳入合計7億2,018万2,000円、収入未済額3,415万9,000円でした。

次に、歳出について御説明いたします。

1款総務費は、支出済額1,927万5,000円で、総務管理費、徴税費、運営協議会費、趣旨普及費でした。

2款保険給付費は、支出済額3億9,275万7,000円で、療養諸費を初め、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費でした。

3款老人保健拠出金は、支出済額7,227万6,000円でした。

4款介護納付金は、支出済額3,103万1,000円でした。

5款共同事業拠出金は、支出済額1,182万1,000円でした。

6款保健事業費は、支出済額438万2,000円でした。

7款基金積立金は、2,702万1,000円でした。

8款公債費は、支出がありませんでした。

9 款諸支出金は、支出済額176万9,000円でした。

10 款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計は 5 億6,033万5,000円、不用額6,766万5,000円でした。

歳入歳出差引額は 1 億5,984万7,000円でした。

次に、平成17年度川根本町老人保健特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

老保の 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1 款支払基金交付金は、収入済額 3 億8,992万8,000円でした。

2 款国庫支出金は、収入済額 1 億9,487万4,000円でした。

3 款県支出金は、収入済額4,403万3,000円でした。

4 款繰入金は、収入済額6,990万6,000円で、これは一般会計からの繰り入れであります。

5 款諸収入は、収入済額8,003万7,000円で、歳計剰余金及び雑入でございました。

歳入合計 7 億7,877万9,000円で、収入未済額はございませんでした。

次に、歳出を御説明いたします。

1 款医療諸費は、支出済額 7 億7,478万7,000円でした。

2 款諸支出金は、支出済額399万2,000円で、償還金及び一般会計繰入金でございました。

歳出合計は 7 億7,877万9,000円、不用額は3,102万1,000円でした。

歳入歳出差引額はゼロ円でした。

次に、平成17年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

介護の 1 ページをごらんください。

まず歳入ですが、1 款保険料は、収入済額5,667万5,000円で、介護保険料であります。収入未済額は104万1,000円でした。

2 款分担金及び負担金は、収入済額94万4,000円でした。

3 款使用料及び手数料は、収入済額9,000円で、手数料でございました。

4 款国庫支出金は、収入済額 1 億3,164万9,000円で、国庫負担金及び補助金でございました。

5 款支払基金交付金は、収入済額 1 億6,282万6,000円でした。

6 款県支出金は、収入済額6,240万7,000円で、県負担金でございました。

7 款財産収入は、収入済額7,000円です。

8 款繰入金は、収入済額6,606万6,000円で、一般会計からの繰入金です。

9 款諸収入は、5,938万5,000円で、歳計剰余金でございました。

歳入合計は 5 億3,997万2,000円で、収入未済額104万1,000円でした。

続きまして、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額2,286万5,000円で、総務管理費、介護認定審査会費等でした。

2 款保険給付費は、支出済額 4 億 8,720 万 7,000 円で、介護サービス費、支援サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス等費等でございます。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出済額 66 万 3,000 円でございます。

4 款基金積立金は、支出済額 8,000 円でございます。

5 款公債費は、支出がございませんでした。

6 款諸支出金は、支出済額 1,978 万 7,000 円で、一般会計繰出金及び償還金でございます。歳出合計 5 億 3,053 万円、不用額 2,777 万円でございます。

歳入歳出差引額は 944 万 2,000 円でございます。

次に、平成 17 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明します。

簡水の 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額 43 万円でございます。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 8,171 万 1,000 円で、収入未済額が 1,166 万 2,000 円ございました。

3 款国庫支出金は、収入済額 4,060 万円でございます。

4 款県支出金は、収入済額 220 万 5,000 円でございます。

5 款財産収入は、収入済額 584 円でございます。

6 款繰入金は、収入済額 7,484 万 5,000 円で、一般会計からの繰入金でございます。

7 款諸収入は、収入済額 1,791 万 6,000 円で、歳計剰余金及び雑入でございます。

8 款町債は、収入済額 8,900 万円でございます。

歳入合計 3 億 670 万 9,000 円、収入未済額 1,166 万 2,000 円でございます。

次に、歳出ですが、1 款総務費は、支出済額 1,465 万 2,000 円でございます。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億 6,343 万 8,000 円で、水道管理費と水道建設費でございます。

3 款公債費は、支出済額 9,283 万 7,000 円でございます。

4 款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計 2 億 7,092 万 7,000 円、不用額 2,487 万 3,000 円でございます。

歳入歳出差引額は 3,578 万 2,000 円でございます。

次に、平成 17 年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

温泉 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額 255 万円で、収入未済額が 57 万 2,000 円ございました。

2 款財産収入は、収入済額 162 円でございます。

3 款繰入金は、収入済額 1,250 万円で、一般会計からの繰入金でございます。

5 款諸収入は、収入済額 368 万 6,000 円で、雑入でございます。

歳入合計1,873万8,000円、収入未済額57万2,000円でございます。

次に、歳出ですが、1款総務費は、支出済額563万6,000円でございます。

2款温泉事業費は、支出済額1,260万6,000円でございます。

3款基金管理費は、支出済額733円でございます。

4款予備費は、支出がございませんでした。

歳出合計1,824万2,000円、不用額195万8,000円でございます。

歳入歳出差引額は49万6,000円でございます。

以上、簡単に決算の概要を御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） これから、平成17年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について監査委員から御報告をいただきたいと思えます。監査委員、板谷信君。

監査委員（板谷 信君） それでは、決算審査報告をさせていただきます。

代表監査委員の風間隆さんが本日所用がございまして欠席でございますので、私が報告させていただきます。

平成17年度の川根本町一般会計並びに特別会計の決算につきまして、6月27日付で町長から審査の付託がございました。7月31日から8月3日までの4日間、川根本町役場会議室及び文化会館会議室におきまして、風間代表監査委員とともに審査を実施いたしました。

意見書につきましては、お手元にお配りしてあるとおりでございます。

一般会計及び5つの各特別会計の決算総額は、歳入におきましては67億2,431万5,711円、歳出におきましては、63億9,344万5,863円、歳入歳出差引残高が3億3,086万9,848円でありました。

審査につきましては、各課長、局長及び担当者に内容の説明を求め実施いたしました。各関係書類は法令に従い作成されておりまして、計数処理につきましても証書、書類等を照合した結果、適正であると認めました。

計数の明細につきましては、先ほど収入役職務代理者から説明がございましたので、私の方からは省略させていただきます。

なお、総括的な意見として、1、町税及び国保税の収入確保はもちろん、使用料、手数料、分担金、負担金の収入確保に万全を期すこと。

2、町債の発行、債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と将来の動向を見定めながら慎重を期すこと。

3、事務事業の見直し、事務の改善合理化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。

総体的に、平成17年度決算について事業完遂と経費節減を評価するものであるが、今後ますます増大する行政需要、あるいは町民ニーズの多様化に対応するため、各課連携を密にして行政推進を図るとともに職員の資質の向上、行政事務処理の効率化を推進されたい。

歳入において、滞納繰越分を除けば町税を初め使用料等、高い収納率である。

なお、事業実施に当たり、国県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力され、歳入の安定を図られたことに敬意を表する次第です。

しかし、毎年増加、累積されている滞納繰越分の町税及び使用料等の整理については、特段の努力を強く要望するものです。

今後、義務的経費はますます増加することが予想されるので、今後の財政運営は格段の配慮をされたい。

なお、担当者より提出された決算資料はまことに的を得たものであり、限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加え総括といたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） これから質疑を行います。

質疑は認定第12号から認定第17号まで、すべてについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第12号から認定第17号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第12号から認定第17号については、13人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く13人の議員に指名したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く13人の議員を選任することに決定しました。

議長（佐藤公敏君） 日程第22、発議第2号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、乳幼児医療費無料制度の創設を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第23 発議第3号 出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出について

議長（佐藤公敏君） 日程第23、発議第3号、出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39号第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第3号、出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、出資法の上限金利引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第24 川根本町議会議員派遣の件

議長（佐藤公敏君） 日程第24、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

#### 散 会

議長（佐藤公敏君） お諮りします。

常任委員会開催等の都合によって、9月20日までの13日間、休会にしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、9月20日までの13日間、休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時13分